

令和 7 年度臨時総代会提出議案

日 時 令和 7 年 1 0 月 1 日（水）午後 2 時から
場 所 三重県津市北河路町 1 9 番地 1
メッセウイング N H W 2 階大研修室

中勢用水土地改良区

順 序

1、開 会

2、理 事 長 挨 拶

3、来 賓 挨 拶

4、出席総代数報告

5、議 長 着 席

6、議事録記名人選任
及び書記任命

7、議 事

8、そ の 他

9、閉 会

議 事

		頁
第 1 号議案	令和 6 年度事業報告の承認について	1
第 2 号議案	令和 6 年度公益事業会計収支決算の承認について	5
第 3 号議案	令和 6 年度収益事業会計収支決算の承認について	1 9
第 4 号議案	令和 6 年度会計財務諸表総括及び財産目録の承認について	2 7
	■独立監査人監査報告	3 8
	■監事会監査報告	4 6
第 5 号議案	令和 7 年度土地改良施設突発事故復旧事業の申請について	4 7
第 6 号議案	令和 7 年度公益事業会計補正収支予算の議決について	4 9
第 7 号議案	令和 7 年度収益事業会計補正収支予算の議決について	5 6
	■負担金徴収委員会報告	6 0
第 8 号議案	定款の一部改正について	(特別決議) 6 1
第 9 号議案	維持管理計画書の一部改正について	(特別決議) 6 3
第 1 0 号議案	監査細則の全部改正について	6 5
第 1 1 号議案	賦課金等徴収規程の一部改正について	7 9

第 1 号議案

令和 6 年度事業報告の承認について

令和 6 年度事業報告について、次のとおり承認を求める。

〈 説 明 〉

「1. 地区及び組合員の状況」

計画面積と現況面積の差は、平成 14 年度からの農地転用による減少です。前年度からは主に分譲住宅の造成や太陽光発電利用により 2 h a が減少しました。

「2. 事業の状況」

安濃ダムの貯水状況が令和 6 年 3 月 11 日現在で貯水率 58 % と節水を実施する基準とした 40 % を上回っていましたが、かんがい当初から通常給水を行えば 6 年 5 月の連休明けには給水停止基準の 20 % を下回る可能性があったことから渇水対策として 50 % 節水を行いました。その後の雨により節水は 7 日間で解除しています（4 月 1 日 50 % 節水開始、4 月 8 日節水解除）。

「3. 事務の経過」主なこと

- ・総代及び役員の任期満了による改選を行いました。また、令和 7 年 3 月 17 日に開催した総代会では、任期を終えた方で勤続 12 年以上にわたり総代及び役員の職を奉じられた 20 名の方に功労者表彰が執り行われました。
- ・農林水産省大臣官房検査（無通告）を受検、改善すべき指摘はありませんでした。

〈 取扱規定 〉

（総会の議決事項）抜粋

土地改良法第 30 条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
七 決算関係書類（土地改良法第 29 条の 2 で、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を決算関係書類と規定。）の承認

（決算関係書類）

規約第 39 条 理事長は、毎会計年度の決算関係書類を監事の監査に付し、当該監事の意見書を添付して、次の通常予算を議する会議までに総代会の承認を受けなければならない。

令和 7 年 10 月 1 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田 村 宗 博

令和6年度 全期 事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

1. 地区及び組合員の状況

1) 受益面積

区 分	計 画 面 積	現 況 面 積
津 市	1,301 h a	1,256 h a
亀 山 市	6 h a	6 h a
津市河芸町	351 h a	348 h a
津市芸濃町	614 h a	587 h a
津市安濃町	911 h a	901 h a
計	3,183 h a	3,098 h a

2) 組合員数

選 挙 区	選 挙 区 域	組 合 員 数
第 一	津 市	2,333 名
第 二	亀 山 市	18 名
第 三	津市河芸町	778 名
第 四	津市芸濃町	1,122 名
第 五	津市安濃町	1,241 名
計	5 選 挙 区	5,492 名

2. 事業の状況

1) 施設管理の状況

イ) 維持管理する施設

- ・ 国営導水路及び幹線水路を約20.2kmと水管理施設他関連附帯施設及び第三頭首工の維持管理
- ・ 県営支線水路を約100.2kmと関連付帯施設及び第一、第二、三の各頭首工の維持管理
- ・ 小水力発電所の維持管理

ロ) 用水管理の状況

安濃川水系

第一頭首工掛り分土工数	7	箇所
第二頭首工掛り分土工数	5	箇所
第三頭首工掛り分土工数	11	箇所
三頭首工掛り分土工数及び揚水機	1	箇所
安東集水暗渠	1	箇所
小水力発電所	1	箇所

幹線水系

北幹線掛り分土工数、揚水機、調整池	142	箇所
中幹線掛り分土工数	26	箇所
南幹線掛り分土工数、揚水機	86	箇所

合 計 280 箇所

ハ) 安濃ダム補給実績 (補給実績の期間は、令和6年1月1日～令和6年12月31日)

安濃川補給実績	6,507	千トン
幹線水系補給実績	14,197	千トン
合 計	20,704	千トン
年間総取水量に占める割合	82%	(年間総取水量 25,300 千トン)

ニ) 通水面積

賦課地積	2,779	h a
現況面積に占める割合	90%	(現況面積 3,098 h a)

2) 賦課徴収業務

イ) 安濃川筋第一、第二、第三、三頭首工掛り及び北中南幹線水系通水地区を対象に賦課

3) 調査業務

イ) 国営土地改良事業地区調査への調査協力

ロ) 県営基幹農業水利施設ストックマネジメント事業の調査協力

(会計細則第9条別紙(1))

3. 事務の経過

1) 主な会議の開催状況(定款諸規程に定める定例会議)

会議名	開催日	開催場所	会議内容
総代会 2回	9月27日	メッセウイング・みえ	令和5年度事業の業務及び会計に係る決算承認 令和6年度会計補正予算の議決について 定款の一部改正について 定款附属書役員選任規程の一部改正について 維持管理計画書の一部改正について 第一、第二、三泗頭首工及び安東集水暗渠管 理規程の一部改正について 役員の選任について
	3月17日	メッセウイング・みえ	令和2年度施行水利施設等保全高度化事業(簡 易整備型)に係る工事費と債務負担行為の第 2回変更について 令和6年度会計第2回補正予算の議決について 賦課金等の不納欠損処分について 令和7年度事業計画(配水計画)の議決について 令和7年度会計収支予算の議決について 規約の一部改正について
	9月13日	中勢用水中央管理事務所	令和5年度事業の業務及び会計に係る決算承認 令和6年度会計補正予算の承認について 賦課金等に係る過怠金の減免について 定款の一部改正について 維持管理計画書の一部改正について 第一、第二、三泗頭首工及び安東集水暗渠管 理規程の一部改正について 役員の選任について
	11月8日	中勢用水中央管理事務所	令和6年度臨時総代会の開催について 正副理事長、代表理事、各係及び委員会等担当 理事の互選について
	2月28日	中勢用水中央管理事務所	令和2年度施行水利施設等保全高度化事業(簡 易整備型)に係る工事費と債務負担行為の第 2回変更について 令和6年度会計第2回補正予算の承認について 長期未収賦課金等の滞納処分に係る認可申請 賦課金等の不納欠損処分について 令和7年度会計収支予算等の承認について 規約及び事務局処務規程の一部改正について 功労者表彰について 第54回通常総代会の開催について
	6月25日	中勢用水中央管理事務所	令和5年度業務事業及び財産の状況監査の 結果と監査報告について
	11月8日	中勢用水中央管理事務所	総括監事等の互選について
	11月18日	中勢用水中央管理事務所	令和6年度上期監査の結果について 令和7年度監査計画について
	6月25日	中勢用水中央管理事務所	令和5年度業務事業及び財産の状況監査
	11月18日	中勢用水中央管理事務所	令和6年度上期業務事業及び財産の状況監査
監事監査 2回	4月1日	中勢用水中央管理事務所	令和5年度会計実査
外部監査 9回	6月7、11、12日	中勢用水中央管理事務所	令和5年度会計決算財務諸表等確認
	6月17日	中勢用水中央管理事務所	令和5年度会計決算監査講評
	10月9日	中勢用水中央管理事務所	令和6年度会計上期仕訳検証等
	12月3日	中勢用水中央管理事務所	理事者面談意見交換会
	12月10日	中勢用水中央管理事務所	財務諸表の作成指導他
	1月22日	中勢用水中央管理事務所	令和6年度会計下期仕訳検証等
代表理事会 (内部統制委 員会) 3回	9月6日	中勢用水中央管理事務所	令和6年度第1回理事会提出議案の原案作成
	11月8日	中勢用水中央管理事務所	正副会長の互選について
	2月14日	中勢用水中央管理事務所	令和6年度第3回理事会提出議案の原案作成
負担金徴収 委員会 2回	9月9日	中勢用水中央管理事務所	賦課金等に係る過怠金の減免について、他
	1月31日	中勢用水中央管理事務所	未収賦課金対策について、他
用水管理 委員会 1回	1月30日	中勢用水中央管理事務所	花木の里の令和7年度賦課について
			令和7年度配水計画、災害等緊急連絡体制、他 花木の里の令和7年度本通水について
選挙会	7月3日	中勢用水中央管理事務所	総代総選挙当選人の決定
推薦会議	9月5日	中勢用水中央管理事務所	役員の被選任人として推薦する者の決定

(会計細則第9条別紙(1))

3. 事務の経過

2) その他主要な事項

(上期)

年 月 日	内 容
令和6年4月22日	三重県大規模農業水利土地改良区協議会事務引継ぎ
5月10日	国営農業水利事業促進東海協議会第1回事務局長会議
5月20日	安濃ダム放流連絡協議会委員会
5月22日	第2回中勢用水地区の受益地における課題解決検討会
6月20日	高野尾花木の里地区地元説明会
6月24日	国営農業水利事業促進東海協議会通常総会
6月28日	令和6年度津北地域農業再生協議会総会
6月28日	第12回地域計画の策定に向けた全国説明会
7月1日	国営農業水利事業促進東海協議会第2回事務局長会議
7月17日	食料・農業・農村基本法改正法等に関する東海ブロック説明会
7月18日、19日	国営農業水利事業促進東海協議会(農水省)
7月23日	三重県津農林水産事務所主催の検査指摘事項研修会
8月1日	令和6年度水土里ネット役職員研修会
8月5日	落水会議(安東地区)
8月8日	第18回サマーセミナー
9月10日	東海農政局インターンシップ視察受入

(下期)

年 月 日	内 容
10月4日	令和6年度三重県大規模農業水利土地改良区協議会総会
10月10日	国営農業水利事業促進東海協議会第4回事務局長会議
10月16日～18日	国営農業水利事業促進東海協議会事務局長研修
10月22日	安全運転研修会
10月23日	第46回全国土地改良大会(千葉大会)幕張メッセ
10月25日	国営農業水利事業促進東海協議会令和6年度臨時総会
10月31日	令和6年度獣害につよい三重づくりフォーラム
11月5日	第13回安濃ダム及び安濃川に設置された頭首工における堆砂対策連絡協議会
11月7日	犬山頭首工等研修
11月12日、13日	農林水産省大臣官房検査(無通告、現物検査)
11月19日	令和6年度土地改良区体制強化事業技術実践向上研修会
11月20日、21日	国営農業水利事業促進東海協議会要望活動(農水省、財務省)
11月27日	令和6年度統合整備推進研修(会計研修)
12月2日	令和6年度農林水産関係団体等人権啓発研修会
12月13日	令和6年度国営土地改良事業地区調査「伊勢平野中央地区」環境検討会
12月18日	殿村水路の給・排水管理と増水時の対応、配水計画等について地域代表者寄合
令和7年1月10日	刈谷土地改良区研修受入
1月15日	令和6年度国営土地改良事業地区調査「伊勢平野中央地区」営農検討会
1月20日～24日	農林水産省大臣官房検査(本検査)
2月6日	令和6年度土地改良区体制強化事業施設管理研修(発電施設)発電運営研修
2月7日	第6回出前授業
2月7日	農業農村整備に関する説明会(キャラバン)
2月10日	通水会議(安濃町地区、安東地区、分部地区)
2月27日	令和6年度退職準備セミナー
2月27日	津農林水産事務所地域づくりのための農業農村連絡会
3月26日	令和6年度中勢用水推進協議会幹事会

第 2 号議案

令和 6 年度公益事業会計収支決算の承認について

令和 6 年度公益事業会計収支決算について、次のとおり承認を求める。

〈 説 明 〉

主なこと

・この土地改良区が管理する土地改良施設は、建設当初から約 30 年が経過し、老朽化により漏水復旧や修繕費支出が増加傾向です。この施設を安定的に機能させ、通水に支障を来たさないようにするため、令和 4 年度から水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）中勢用水 1 期地区・2 期地区を実施しています。資金は農地転用決済金収入を原資とする「収入第 8 款 施設更新積立資産」を取り崩し、「支出第 3 款 水利施設等保全高度化事業負担金」で支出しています。

・「収入第 4 款 補助金」では、水利施設管理強化事業（農業水利施設は、食料安全保障の確保の基盤であり、また、国土保全や健全な水循環の維持・形成に寄与していることから、施設管理者への支援を充実し、施設機能の適切な発揮を図り、安定的な用水供給を目標とした国の補助事業。）の補助金を受け、「支出第 1 款 維持管理費」に充てています。また、収益事業会計からも売電収入の一部を繰り入れるなど、合わせて土地改良施設の維持管理費の軽減を図っています。

〈 取扱規定 〉

「第 1 号議案 令和 6 年度事業報告の承認について」に同じ。

令和 7 年 10 月 1 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田 村 宗 博

令和6年度 公益事業会計収支決算書

	収 入	支 出
予算額	274,044,989 円	274,044,989 円
決算額	270,042,836 円	270,042,836 円

収 入

単位：円

款項目	予算額	決算額	増 減	附 記
1 土地改良事業収入 經常賦課金収入 經常賦課金	114,000,647	112,575,613	△ 1,425,034	經常費の賦課 組員、大学農場、農研機構 議決を経た不納欠損1件11,491を除く △1,413,543
特別賦課金収入 特別賦課金	167,904	167,904	0	国営造成施設（安濃ダム）県管理事業費負担金を賦課 三重大学農場、農研機構
転用決済金収入 農地転用決済金 負担金収入	7,854,533	10,171,874	2,317,341	25件、主に5条転用の宅地分譲や太陽光発電設備
經常負担金	12,961,608	12,961,608	0	經常費の津市、亀山市負担
特別負担金	33,280,059	33,280,059	0	事業費の津市、亀山市負担（通過金） ・ 県営事業借入償還金負担金 8,750,963 ・ 安濃ダム県管理事業負担金 24,529,096
				計 33,280,059
	168,264,751	169,157,058	892,307	
2 附帯事業収入 他目的使用料収入 他目的使用料	45,160	45,160	0	中部電力及びZTV等の共架料
	45,160	45,160	0	
3 特定資産運用収入 特定資産利息収入 財政調整積立資産 職員退職給付引当 積立資産 災害対策積立資産 施設更新積立資産	320,000 926 361 3,051	322,176 2,215 721 8,017	2,176 1,289 360 4,966	野村證券第143回利付国債20年（償還日R15.03.20）
	324,338	333,129	8,791	
4 補助金等収入 補助金収入 補助金	10,539,000	10,539,000	0	〈基幹農業水利施設ストックマネジメント事業〉 ・ 水利施設管理強化事業 8,000,000 維持管理費支援対象【強化】表示 〈補助事業〉 ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業（6期） 長谷山支線安部池分水工流量計更新 事業費3,000,000、国50%、県14%、津市13% 2,310,000 計 10,310,000 〈災害対策〉 ・ 市単災害復旧工事 管理道路復旧（県営長谷山支線） 229,000 合計 10,539,000
	10,539,000	10,539,000	0	

5 交付金収入 適正化事業交付金収入 整備補修事業交付金 防災減災機能等強化事業交付金	0 0 0	0 0 0	0 0 0	土地改良施設維持管理適正化事業 令和6年度なし 令和6年度なし
6 業務受託料収入 調査業務受託料収入 業務受託料	0 0	0 0	0 0	国、県、市等からの調査業務の委託に係る受託料 令和6年度なし
7 雑収入 受取利息配当金収入 受取利息 過年度収入 過年度収入 過怠金収入 過怠金収入 雑収入 雑収入	3,389 2,326,902 56,750 100 2,387,141	28,772 552,307 70,800 0 651,879	25,383 △ 1,774,595 14,050 △ 100 △ 1,735,262	詳細は「財務諸表に対する注記12その他(3)」 令和1年～令和5年度賦課金 40件 督促手数料131件、延滞金は免除承認済
8 特定資産取崩収入 財政調整積立資産取崩収入 財政調整積立資産 職員退職給付引当積立資産取崩収入 職員退職給付引当積立資産 災害対策積立資産取崩収入 災害対策積立資産 施設更新積立資産取崩収入 施設更新積立資産	6,937,500 0 0 13,029,019	5,937,500 0 0 12,107,013	△ 1,000,000 0 0 △ 922,006	1) 調整資金 0 2) 水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）の現年度化分取崩し ・高野尾花木の里地区 5,937,500 災害発生なし 0 1) 令和4年度県営決済金償還充当 214,539 2) 水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）の現年度化分取崩し ・中勢用水1期地区 9,466,280 ・中勢用水2期地区 2,426,194 計 12,107,013
9 他会計繰入金 収益事業会計繰入金 収益事業会計繰入金	14,805,592 14,805,592	13,559,609 13,559,609	△ 1,245,983 △ 1,245,983	収益事業会計からの繰入金 維持管理費、職員退職給付引当積立資金等に充当
10 繰越金 前年度繰越金 前年度繰越金	57,712,488 57,712,488	57,712,488 57,712,488	0 0	
合 計	274,044,989	270,042,836	△ 4,002,153	

令和6年度 公益事業会計収入の部 第1款負担金算定表（決算）

第4項 負担金収入内訳

単位：円、㎡

第1目 経常負担金 12,961,608 円

属 地	R5面積	R4未通水地域 転用面積差引	R6通水地域増 組合員賦課	R6面積	①2市
津 市	3,143,213	△ 14,522	0	3,128,691	12,827,633
亀山市	32,677	0	0	32,677	133,975
計	3,175,890	△ 14,522	0	3,161,368	12,961,608

〈補足〉昨年度の経常費負担面積から、決算承認の決議を経た令和4年度の転用面積のうち未通水地域分と、通水ができ組合員賦課に移行した面積等を加除して、本年度の負担面積としている。
（未通水地域から差引する転用面積は、小数点以下を切り捨てている。）

第2目 特別負担金 33,280,059 円

区 分	償還額	県営事業借入償還地元負担金	
		R4県営事業 決済金充当	②2市
津 市	8,767,502	△ 214,539	8,552,963
亀山市	198,000	0	198,000
計	8,965,502	△ 214,539	8,750,963

〈補足〉県営事業借入償還金の算定には、決算承認の決議を経た令和4年度の農地転用決済金のうち、県営事業分を充てる。

安濃ダム県管理事業費	地元負担金	事業内容と負担割合
国補事業	74,000,000	14,800,000 国補がつく夜間等の管理 国40%、県40%、地元20%
県単事業	2,600,000	520,000 国補がつかない日常管理 県80%、地元20%
人件費	28,131,000	9,377,000 ダム管理に従事する県職員 県2/3、地元1/3
計	104,731,000	24,697,000

属 地	区 分	国営造成施設（安濃ダム）県管理事業負担金内訳		
		地元負担金	特別賦課金	③2市
津 市	津 市	24,482,543	－	24,482,543
	大学農場	101,953	101,953	－
	農研機構	65,951	65,951	－
亀山市	亀 山 市	46,553	－	46,553
計		24,697,000	167,904	24,529,096

〈補足〉国営造成施設（安濃ダム）県管理事業における2市の負担割合は、受益面積の割合とする。
受益面積 3,183ha に対し、津市 0.998115、亀山市 0.001885 となる。

地元負担金のha当たり単価を $24,697,000 \text{円} \div 3,183 \text{ha} = 7,759 \text{円/ha}$ とすると次のとおり。

・大学農場 $13.14 \text{ha} \times 7,759 \text{円/ha} = 101,953$
・農研機構 $8.5 \text{ha} \times 7,759 \text{円/ha} = 65,951$

（農場及び機構のha当たり負担金単価並びに面積割合で求めた亀山市負担金額は、小数点以下を切り捨てている。）

第4項 合計 46,241,667 円

区 分	経常負担金	特別負担金		合 計
	① 経常費	② 県営償還	③ ダム管理	
津 市	12,827,633	8,552,963	24,482,543	45,863,139
亀 山 市	133,975	198,000	46,553	378,528
合 計	12,961,608	8,750,963	24,529,096	46,241,667
		33,280,059		

- ・「大学農場」とは、正式名称である「国立大学法人 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設農場」の略称です。
- ・「農研機構」とは、正式名称である「国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構野菜花き研究部門 安濃野菜研究監」の略称です。

支 出（水利施設管理強化事業の支援対象科目には【強化】を、収益事業会計繰入金の充当科目には【発電】を表示している。） 単位：円

款項目	予算額	決算額	増 減	附 記
1 土地改良事業費支出				
維持管理費支出				
給料手当【強/発】	54,000,000	54,073,893	73,893	管理職員11名分（発電職員0.5名）の給与及び諸手当 福利厚生費より73,893円充用
臨時雇賃金	50,000	0	△ 50,000	災害時緊急人夫雇用等
福利厚生費【強/発】	10,000,000	9,441,835	△ 558,165	社会保険料、健康診断、作業服等 給料手当へ73,893円流用
旅費交通費	450,000	343,860	△ 106,140	出張、研修交通費、宿泊、駐車、高速、雑費等
通信運搬費【強/発】	3,500,000	3,042,513	△ 457,487	N T T 回線専用料（24回線）、管理用携帯電話4台
消耗什器備品費	600,000	529,615	△ 70,385	維持管理用具等
修繕費【発電】	7,000,000	5,651,745	△ 1,348,255	土地改良施設の修理改良等（随意契約） 殿村水路土砂撤去、あかつ台マンホール蓋舗装修繕、 第三頭首工開度信号変換器修繕、中支線空気弁補修他、 車検整備、器具修理等
水道光熱費【強/発】	1,000,000	837,379	△ 162,621	車両、草刈機、ポンプ、発電機等の燃料代
賃借料【強化】	1,800,000	1,695,880	△ 104,120	地代家賃（JR）、水路占用料（津市）、管理車両や パソコンのリース料
支払保険料 【強化/発電】	2,200,000	1,994,440	△ 205,560	施設及び施設に起因する対人対物賠償 ・農業用施設賠償責任保険／連合会加入（パイプライン 開水路、頭首工、揚水機場、管理用道路、付帯施設等） ・動産保険（計器、子局装置） ・火災保険（中央管理事務所、子局舎、什器等の火災、 落雷、風雪災害等） 職員、管理車両等を対象 ・総合生活保険／連合会加入（傷害賠償） ・自動車任意保険、自賠責保険（随意契約）
支払負担金等	13,000,000	12,784,219	△ 215,781	水管理調整費交付金、用水管理交付金、水管理諸費等
業務委託費	500,000	492,000	△ 8,000	施設維持管理委託費交付金等
租税公課	50,000	21,900	△ 28,100	自動車税、車検時重量税等
雑費	200,000	0	△ 200,000	
適正化事業費支出				
整備補修事業費	0	0	0	実施なし
支出				
防災減災機能等	0	0	0	
強化事業費支出				
適正化事業拠出金				三重県土地改良事業団体連合会へ拠出
支出				
整備補修事業費	180,000	180,000	0	水管橋塗装、空気弁更新（48期）
拠出金				
整備補修事業	15,000	15,000	0	
事務費拠出金				
防災減災機能等	120,000	120,000	0	管水路（電気設備）整備補修河芸南黒田地内（47期）
強化事業費拠出金				
防災減災機能等	10,000	10,000	0	
強化事業事務費				
拠出金				
防災減災機能等	486	486	0	
強化事業利子				
拠出金				
その他事業費支出				
漏水対策費	5,000,000	2,283,119	△ 2,716,881	支線漏水修繕（河芸町南黒田） 111,100 高野尾管水路漏水補修工事（高野尾） 198,000 上野支線漏水修理工事 704,000 豊野支線分水漏水修繕工事 187,000 3号幹線水路漏水工事（安東町） 302,500 3号幹線水路漏水工事（安東町） 737,000 補修部品 43,519 計 2,283,119
渇水対策費	1,000,000	12,600	△ 987,400	・渇水対策はがき 12,600 計 12,600

災害対策費	2,000,000	530,200	△ 1,469,800	市単災害復旧工事 管理道路復旧（県営長谷山支線）530,200
補助事業費	3,300,000	3,270,300	△ 29,700	農業水路等長寿命化・防災減災事業流量計等更新工事 ・安濃町草生地内3,270,300
				計3,270,300
その他事業費	1,000,000	0	△ 1,000,000	改良区単費事業なし
委託業務費支出 委託業務費 【強・発】	4,500,000	4,170,730	△ 329,270	電気保安手数料（頭首工、中央管理事務所）、水管理 施設設備保守点検業務、施設設備点検、国営施設及び 管理用道路草刈等（随意契約）
受託業務費支出 受託業務費	0	0	0	なし
	111,475,486	101,501,714	△ 9,973,772	
2 一般管理費支出 運営事務費支出 役員報酬	1,120,000	1,036,669	△ 83,331	理事長70千円、副理事長50千円×2名=100千円、代表 理事50千円×2名=100千円、員外理事50千円×2名= 100千円、員内理事25千円×26名=650千円 総括監事50千円、監事25千円×2=50千円
給料手当	8,700,000	8,397,328	△ 302,672	事務職員2名 給与及び諸手当
臨時雇賃金	2,000,000	1,755,615	△ 244,385	会計年度任用職員及び臨時職員
退職金支払	0	0	0	
福利厚生費	1,800,000	1,718,709	△ 81,291	社会保険料、健康診断の事業主負担分、常備薬等
研修費	100,000	12,000	△ 88,000	役職員研修会参加費、受講料等
交際費	350,000	241,400	△ 108,600	御香典、お見舞い、御礼等、退任役員表彰
選挙費	100,000	15,000	△ 85,000	
総代会費	200,000	116,820	△ 83,180	総代会2回、会場代、議長御礼、会議諸費
その他会議費	200,000	0	△ 200,000	理事会3回、監事会3回、代表理事会3回、用水管理委 員会1回、負担金徴収委員会2回、会場代等会議諸費
旅費交通費	2,400,000	2,010,440	△ 389,560	・旅費交通費（出張、会議出席交通費、宿泊、駐車 場料金、理事研修交通費）85,440 ・費用弁償（総代会2回、理事会3回、監事会3回、 代表理事会3回、三役会議2回、用水管理委員会1回、 負担金徴収委員会2回、月末残高照合等1,925,000
				計2,010,440
通信運搬費	1,250,000	1,057,647	△ 192,353	電話、FAX、NHK受信料、賦課金通知書等郵送料、葉 書切手等
消耗什器備品費	720,000	705,040	△ 14,960	事務用品等購入等(キャビネット、紙折り機)
印刷製本費	1,000,000	781,110	△ 218,890	議案書、封筒、賦課金通知書、中勢用水たより、概要 書、陳情書等（随意契約）
修繕費	1,200,000	833,016	△ 366,984	事務所内無線LAN保守、コピー機保守料等 （随意契約）
支払手数料	250,000	175,422	△ 74,578	振込手数料等
支払保険料	50,000	47,150	△ 2,850	自動車任意保険料（車番4418）
支払負担金等	549,700	549,700	0	加入している団体への年会費等 ・国営農業水利事業促進東海協議会292,000 ・三重県大規模農業水利改良区協議会30,000 ・三重県土地改良事業団体連合会99,200 ・安濃ダム放流連絡協議会20,000 ・その他三重県社会保険協会等108,500
				計549,700

業務委託費	2,500,000	2,214,197	△ 285,803	・徴収業務委託（手数料賦課金額の４％）８地区契約 雲林院、雲林院南山、分部地下、産品、亀山市三寺 一身田中野、一身田豊野谷、一身田豊野田端地区 190,323 ・その他業務委託 公認会計士報酬、ソフトサポート料、防火設備点検、 施設警備料、浄化槽維持管理費、事務所内清掃、 ゴミ回収等(随意契約) 2,023,874
				計 2,214,197
租税公課	0	0	0	
雑費	250,000	34,754	△ 215,246	出前講座諸費等
事務所費支出				
修繕費	600,000	556,600	△ 43,400	事務所の維持管理費に要する経費
水道光熱費	130,000	85,575	△ 44,425	水道、自動車燃料等
賃借料	450,000	440,880	△ 9,120	車（車番4418アクア）のリース料等
	25,919,700	22,785,072	△ 3,134,628	
3 土地改良事業負担金支出				
都道府県営事業負担金支出				
安濃ダム負担金	24,697,000	24,697,000	0	国営造成施設県管理補助事業地元負担金（通過金）
水利施設等保全高度化事業負担金	19,751,980	17,829,974	△ 1,922,006	令和３年度臨時総代会議決の債務負担行為の現年度化 ・高野尾花木の里（水利施設等保全高度化事業（高度水利機能確保基盤整備事業（簡易整備型）） ①出納整理期限内執行 5,937,500 ②出納整理期限後執行 0 計 5,937,500 第５１回通常総代会議決の債務負担行為の現年度化 ・中勢用水１期（基幹農業水利施設ストックマネジメント事業（法律補助）） ①出納整理期限内執行 9,466,280 ②出納整理期限後執行 0 計 9,466,280 ・中勢用水２期（基幹農業水利施設ストックマネジメント事業（予算補助）） ①出納整理期限内執行 2,378,860 ②出納整理期限後執行 47,334 計 2,426,194 合計 17,829,974
水利施設管理強化事業負担金	4,000,000	4,000,000	0	出納整理期限後執行分は未払金。一方でこのための資金は積立資産を支出同日に取崩すため未収金となっている
	48,448,980	46,526,974	△ 1,922,006	

4 借入金返済支出 公庫資金償還金支出 償還金	8,723,898	8,723,898	0	(通過金) 元金のみを表示
	8,723,898	8,723,898	0	
5 支払利息 借入金利息 公庫資金借入金	241,604	241,604	0	(通過金) 利息のみを表示
	241,604	241,604	0	
6 固定資産取得支出 器具備品取得支出 器具備品購入	1,000,000	0	△ 1,000,000	
	1,000,000	0	△ 1,000,000	
7 特定資産積立支出 財政調整積立資産積立支出 財政調整積立資産 職員退職給付引当積立資産積立支出 職員退職給付引当積立資産 災害対策積立資産積立支出 災害対策積立資産 施設更新積立資産積立支出 施設更新積立資産	330,000 2,303,000 1,000 13,100,000	322,176 2,302,215 721 13,096,106	△ 7,824 △ 785 △ 279 △ 3,894	預金利息 本年度積立 + 預金利息 預金利息 本年度積立 + 預金利息
	15,734,000	15,721,218	△ 12,782	
8 雑支出 過年度支出 過年度支出	100,000	0	△ 100,000	過年度賦課金の還付等
	100,000	0	△ 100,000	
9 他会計繰出額 収益事業会計繰出金 支出 収益事業会計繰出金	1,000,000	1,000,000	0	
	1,000,000	1,000,000	0	
10 繰越金 次年度繰越金 次年度繰越金	61,401,321	73,542,356	12,141,035	
	61,401,321	73,542,356	12,141,035	
11 予備費 予備費 予備費	0	0	0	
	0	0	0	
合 計	274,044,989	270,042,836	△ 4,002,153	

(注) 本歳出予算の支出にあたり、款内各項目の金額は必要に応じ流用することが出来るものとする。

収支決算書に対する注記

1 資金の範囲

資金の範囲は、現金及び預金（預りを含む）、未収金、未払金としている。

2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科目	前期末残高	当期末残高	附 記
現金及び預金	67,291,141	64,968,322	
未収金	25,642,351	13,996,943	施設更新積立資産取崩収入 (中勢用水2期／令和6年度事業出納整理期限後執行分) 47,334 補助金(津市) 390,000 収益事業会計繰入金 13,559,609 計 13,996,943
合計	92,933,492	78,965,265	
未払金	35,221,004	5,422,909	水利施設等保全高度化事業負担金(市ルートで県に支払い) (中勢用水2期／令和6年度事業出納整理期限後執行分) 47,334 水利施設等強化事業 3,992,460 水利施設等強化事業 7,540 福利厚生費(社会保険料2, 3月分他) 608,434 通信運搬費(NTT西日本水利施設回線専用料3月使用分) 257,448 その他14件 509,693 計 5,422,909
合計	35,221,004	5,422,909	
次期繰越収支差額	57,712,488	73,542,356	(令和6年度農地転用決済金含む)

3 予算額と決算額の差異が著しい科目

該当なし

4 科目間の流用及び予備費の充用

(1) 科目間流用

(款) 土地改良事業費 (項) 維持管理費支出 (目) 福利厚生費より (目) 給与手当に流用 73,893

(2) 予備費の充用

該当なし

5 その他の収支の状況に関する特記事項

該当なし

貸 借 対 照 表

令和 7 年 3 月 31 日 現在

公益事業会計

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金			
預 金	64,968,322	67,291,141	△ 2,322,819
未収賦課金等			
未収経常賦課金	1,413,543	954,093	459,450
その他未収金			
未収補助金	390,000	2,575,000	△ 2,185,000
未収他目的使用料	0	121,854	△ 121,854
その他未収金	47,334	21,994,300	△ 21,946,966
未収繰入金	13,559,609	951,197	12,608,412
前 払 金			
前 払 金	972,192	972,192	0
貯 蔵 品			
貯 蔵 品	402,600	402,600	0
流動資産合計	81,753,600	95,262,377	△ 13,508,777
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
所有土地改良施設			
所有土地改良施設（土地改良区）	39	39	0
所有土地改良施設（国、都道府県）	1,852,273,033	2,115,911,618	△ 263,638,585
受託土地改良施設使用収益権			
受託土地改良施設使用収益権	6	6	0
財政調整積立資産			
財政調整積立資産	69,593,623	77,271,447	△ 7,677,824
職員退職給付引当積立資産			
職員退職給付引当積立資産	66,820,709	64,518,494	2,302,215
災害対策積立資産			
災害対策積立資産	18,044,486	18,043,765	721
施設更新積立資産			
施設更新積立資産	268,763,522	287,658,895	△ 18,895,373
土地改良施設建設仮勘定			
土地改良施設建設仮勘定	76,063,940	36,287,000	39,776,940
特定資産合計	2,351,559,358	2,599,691,264	△ 248,131,906
(3) その他固定資産			
土 地			
土 地	3,353,220	3,353,220	0
建 物			
建 物	2,904,353	3,243,923	△ 339,570
車両運搬具			
車両運搬具	4	4	0
器具 備品			
器具 備品	326,409	375,433	△ 49,024
ソフトウェア			

貸 借 対 照 表

令和 7年 3月31日 現在

公益事業会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
ソフトウェア	1	1	0
適正化事業拠出金			
適正化事業拠出金	180,000	0	180,000
長期未収賦課金等			
長期未収賦課金	1,709,496	1,372,809	336,687
長期前払費用			
長期前払費用	5,833,221	6,805,413	△ 972,192
その他固定資産合計	14,306,704	15,150,803	△ 844,099
固定資産合計	2,365,866,062	2,614,842,067	△ 248,976,005
3 繰延資産			
繰延資産合計	0	0	0
資産合計	2,447,619,662	2,710,104,444	△ 262,484,782
II 負債の部			
1 流動負債			
未 払 金			
未 払 金	5,422,909	35,221,004	△ 29,798,095
賞与引当金			
賞与引当金	6,550,273	5,964,849	585,424
適正化事業拠出金短期未払金			
防災減災機能等強化事業拠出金短期未払金	120,000	120,000	0
流動負債合計	12,093,182	41,305,853	△ 29,212,671
2 固定負債			
適正化事業拠出金長期未払金			
防災減災機能等強化事業拠出金長期未払金	240,000	360,000	△ 120,000
職員退職給付引当金			
職員退職給付引当金	66,820,709	64,518,494	2,302,215
固定負債合計	67,060,709	64,878,494	2,182,215
負債合計	79,153,891	106,184,347	△ 27,030,456
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
所有土地改良施設受贈益			
所有土地改良施設受贈益	1,852,273,033	2,115,911,618	△ 263,638,585
指定正味財産合計	1,852,273,033	2,115,911,618	△ 263,638,585
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	1,852,273,033	2,115,911,618	△ 263,638,585
2 一般正味財産			
一般正味財産合計	516,192,738	488,008,479	28,184,259
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	432,465,616	419,261,152	13,204,464
正味財産合計	2,368,465,771	2,603,920,097	△ 235,454,326
負債及び正味財産合計	2,447,619,662	2,710,104,444	△ 262,484,782

正味財産増減計算書

令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで

公益事業会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収入			
土地改良事業収入			
経常賦課金収入			
経常賦課金	113,989,156	114,115,559	△ 126,403
転用決済金収入			
農地転用決済金	10,171,874	13,088,089	△ 2,916,215
負担金収入			
経常負担金	12,961,608	13,021,148	△ 59,540
附帯事業収入			
他目的使用料			
他目的使用料収入	45,160	1,099,081	△ 1,053,921
特定資産運用収入			
特定資産受取利息			
特定資産受取利息	333,129	403,600	△ 70,471
受取補助金等			
受取補助金			
受取補助金	10,539,000	14,815,000	△ 4,276,000
受取交付金			
適正化事業交付金			
受取交付金	0	1,400,000	△ 1,400,000
雑 収 入			
受取利息配当金			
受取 利息	28,772	877	27,895
受取過怠金			
受取過怠金	70,800	68,250	2,550
雑 収 入			
雑 収 入	0	430,955	△ 430,955
他会計繰入金			
他会計からの繰入金			
他会計からの繰入金	13,559,609	951,197	12,608,412
固定資産受贈益			
所有土地改良施設受贈益			
所有土地改良施設受贈益	263,638,585	263,638,585	0
経常収入計	425,337,693	423,032,341	2,305,352
(2) 経常支出			
土地改良事業費			
維持管理費			
給与手当	48,109,044	49,012,916	△ 903,872
福利厚生費	9,441,835	9,489,294	△ 47,459
旅費交通費	343,860	223,810	120,050
通信運搬費	3,042,513	3,230,596	△ 188,083
消耗什器備品費	529,615	643,283	△ 113,668
修 繕 費	5,651,745	6,287,782	△ 636,037
水道光熱費	837,379	816,672	20,707

正味財産増減計算書

令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで

公益事業会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
賃 借 料	1,695,880	1,582,140	113,740
租税公課	21,900	43,300	△ 21,400
支払保険料	1,994,440	1,978,580	15,860
借入償還金決済金充当	214,539	127,805	86,734
支払負担金等	12,784,219	12,833,511	△ 49,292
業務委託費	492,000	492,000	0
適正化事業費			
適正化事業工事	0	2,016,300	△ 2,016,300
業務委託費	10,000	10,000	0
支払 利息	486	486	0
適正化事業拠出金支出	15,000	0	15,000
その他事業費			
補助事業費	3,270,300	8,701,000	△ 5,430,700
漏水対策費	2,283,119	3,217,959	△ 934,840
渇水対策費	12,600	532,055	△ 519,455
災害対策費	530,200	0	530,200
委託業務費			
委託業務費	4,170,730	4,080,861	89,869
減価償却費			
所有土地改良施設減価償却費			
所有土地改良施設減価償却費	263,638,585	263,638,585	0
一般管理費			
運営事務費			
役員 報酬	1,036,669	1,065,833	△ 29,164
給料 手当	8,397,328	14,417,956	△ 6,020,628
臨時雇賃金	1,755,615	0	1,755,615
賞与引当金繰入額	6,550,273	5,964,849	585,424
退職給付費用	2,302,215	8,000,320	△ 5,698,105
福利厚生費	2,690,901	3,610,833	△ 919,932
研 修 費	12,000	0	12,000
交 際 費	241,400	92,800	148,600
選 挙 費	15,000	0	15,000
総代 会費	116,820	91,680	25,140
その他会議費	0	74,840	△ 74,840
旅費交通費	2,010,440	2,264,171	△ 253,731
通信運搬費	1,057,647	1,097,813	△ 40,166
修 繕 費	833,016	954,665	△ 121,649
消耗什器備品費	705,040	438,158	266,882
印刷製本費	781,110	922,229	△ 141,119
支払保険料	47,150	42,190	4,960
支払手数料	175,422	220,967	△ 45,545
支払負担金等	549,700	343,500	206,200
業務委託費	2,214,197	2,184,442	29,755
雑 費	34,754	35,338	△ 584
事務所 費			
減価償却費	388,593	530,823	△ 142,230

正味財産増減計算書

令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで

公益事業会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
修 繕 費	556,600	0	556,600
水道光熱費	85,575	82,420	3,155
賃 借 料	440,880	440,880	0
土地改良事業負担金			
その他負担金			
その他負担金	4,000,000	3,992,460	7,540
他会計繰出金			
他会計への繰出金			
他会計への繰出金	1,000,000	0	1,000,000
経常支出計	397,088,334	415,828,102	△ 18,739,768
当期経常増減額	28,249,359	7,204,239	21,045,120
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収入			
経常外収入計	0	0	0
(2) 経常外支出			
有価証券売却損			
有価証券売却損			
有価証券売却損	0	9,638	△ 9,638
不納 欠損			
不納 欠損			
不納欠損	65,099	0	65,099
固定資産除却損			
器具備品除却損			
器具備品除却損	1	7	△ 6
経常外支出計	65,100	9,645	55,455
当期経常外増減額	△ 65,100	△ 9,645	△ 55,455
当期一般正味財産増減額	28,184,259	388,395,283	△ 360,211,024
一般正味財産期首残高	488,008,479	99,613,196	388,395,283
一般正味財産期末残高	516,192,738	488,008,479	28,184,259
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 263,638,585	△ 644,839,274	381,200,689
当期指定正味財産増減額	△ 263,638,585	△ 644,839,274	381,200,689
指定正味財産期首残高	2,115,911,618	2,760,750,892	△ 644,839,274
指定正味財産期末残高	1,852,273,033	2,115,911,618	△ 263,638,585
III 正味財産期末残高	2,368,465,771	2,603,920,097	△ 235,454,326

第 3 号議案

令和 6 年度収益事業会計収支決算の承認について

令和 6 年度収益事業会計収支決算について、次のとおり承認を求める。

〈 説 明 〉

主なこと

- ・「収入第 1 款 売電収入」が平成 2 8 年度に発電を開始して以来、最高収益を上げました。
- ・「支出第 6 款 公益事業会計繰出金」で、公益事業の維持管理費に充てる繰出金は、売電収入が増えたことにより増額しています。

〈 取扱規定 〉

「第 1 号議案 令和 6 年度事業報告の承認について」に同じ。

令和 7 年 1 0 月 1 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田 村 宗 博

令和6年度 収益事業会計収支決算書

	収 入	支 出
予 算 額	39,000,500 円	39,000,500 円
決 算 額	37,236,492 円	37,236,492 円

収 入

単位：円

款 項 目	予算額	決算額	増 減	附 記
1 発電事業収入				
発電収入				
売電収入	38,000,000	36,226,495	△ 1,773,505	(29円/ k Wh)
	38,000,000	36,226,495	△ 1,773,505	
2 特定資産運用収入				
特定資産利息収入				
欠損調整積立資産	100	100	0	
災害準備積立資産	100	240	140	
建設改良積立資産	100	536	436	
修繕引当資産	100	416	316	
	400	1,292	892	
3 補助金等収入				
補助金収入				
補助金	0	0	0	
	0	0	0	
4 雑収入				
受取利息配当金収入				
受取利息	100	8,705	8,605	預金利息
雑収入				
雑収入	0	0	0	
	100	8,705	8,605	
5 特定資産取崩収入				特定資産を取り崩すことで生じる収入
欠損調整積立資産取崩収入				
欠損調整積立資産	0	0	0	
災害準備積立資産取崩収入				
災害準備積立資産	0	0	0	
建設改良積立資産取崩収入				
建設改良積立資産	0	0	0	
修繕引当資産取崩収入				
修繕引当資産	0	0	0	
	0	0	0	
6 他会計繰入金				
公益事業会計繰入金				
公益事業会計繰入金	1,000,000	1,000,000	0	期首資金
	1,000,000	1,000,000	0	
7 繰越金				
前年度繰越金				
前年度繰越金	0	0	0	
	0	0	0	
合 計	39,000,500	37,236,492	△ 1,764,008	

支 出

単位：円

款項目	予算額	決算額	増 減	附 記
1 発電事業費支出				
人件費				
給料手当	3,500,000	3,492,904	△ 7,096	給与、諸手当
法定福利費	600,000	570,722	△ 29,278	社会保険料等（公益事業会計と異なり、発電会計の手引 きに従って法定福利費と福利厚生費に分けている）
福利厚生費	30,000	12,242	△ 17,758	健康診断等
管理委託費	278,520	278,520	0	電気保安点検料
修繕費				
修繕費	800,000	759,770	△ 40,230	修繕、整備
水利利用料				
水利利用料	375,188	375,188	0	三重県に発電用流水占用料の納付
諸費				
消耗品費	100,000	38,158	△ 61,842	工具、器具等
賃借料	297,000	297,000	0	発電所管理車両リース料（車番541）
損害等保険料	181,600	181,600	0	火災保険、自動車任意保険（車番541）
購入電気料金				
発電所電力料	300,000	154,551	△ 145,449	発電所使用電気料金、遠方監視用パソコン電気料金
管理施設電力料	7,000,000	6,849,461	△ 150,539	中央管理事務所、国営施設21ヶ所、県営施設42ヶ所
発電所維持管理費				
保守点検費	1,600,000	1,577,400	△ 22,600	発電施設設備保守点検業務、消防点検
回線使用料	0	0	0	
雑費	1,000	0	△ 1,000	
	15,063,308	14,587,516	△ 475,792	
2 一般管理費支出				
運営事務費支出				
給料手当	0	0	0	
法定福利費	0	0	0	
福利厚生費	0	0	0	
研修費	0	0	0	
旅費交通費	0	0	0	
通信運搬費	0	0	0	電話、郵便、インターネット通信費等、運送運賃等
委託費	330,000	330,000	0	公認会計士業務委託
租税公課	531,600	531,600	0	消費税簡易課税制度選択
雑費	5,000	4,070	△ 930	振込手数料
事務所費支出				
修繕費	0	0	0	事務所の維持管理等に要する経費
水道光熱費	160,000	122,405	△ 37,595	ガソリン・軽油燃料の購入代金等
賃借料	0	0	0	
	1,026,600	988,075	△ 38,525	
3 固定資産取得支出				
器具備品取得支出				
器具備品購入	0	0	0	
	0	0	0	

4 特定資産積立支出				本年度積立額+預金利息
欠損調整積立資産積立支出				
欠損調整積立資産	651,000	650,100	△ 900	
災害準備積立資産積立支出				
災害準備積立資産	1,501,000	1,500,240	△ 760	
建設改良積立資産積立支出				
建設改良積立資産	3,352,000	3,350,536	△ 1,464	
修繕引当資産積立支出				
修繕引当資産	2,601,000	2,600,416	△ 584	
	8,105,000	8,101,292	△ 3,708	
5 国庫納付金支出				
国庫納付金支出				
国庫納付金支出	0	0	0	国庫へ納付する金額
	0	0	0	
6 他会計繰出金				
公益事業会計繰出金支出				
公益事業会計繰出金	14,805,592	13,559,609	△ 1,245,983	維持管理費、職員退職給付引当積立資産等へ充当期首資金1,000,000を含む
	14,805,592	13,559,609	△ 1,245,983	
7 繰越金				
次年度繰越金				
次年度繰越金	0	0	0	
	0	0	0	
8 予備費				
予備費				
予備費	0	0	0	
	0	0	0	
合 計	39,000,500	37,236,492	△ 1,764,008	

(注) 本歳出予算の支出にあたり、款内各項目の金額は必要に応じ流用することが出来るものとする。

収支決算書に対する注記

1 資金の範囲

資金の範囲は、現金及び預金、未収金、未払金としている。

2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科目	前期末残高	当期末残高	附 記
現金及び預金	1,152,308	13,720,186	
未収金	0	11,547	発電事業収入 11,547
合計	1,152,308	13,731,733	
未払金	1,152,308	13,731,733	他会計繰出金 13,559,609 その他購入電気料等5件 172,124
合計	1,152,308	13,731,733	
次期繰越収支差額	0	0	

3 予算額と決算額の差異が著しい科目

該当なし

4 科目間の流用及び予備費の充用

(1) 科目間流用

該当なし

(2) 予備費の充用

該当なし

5 その他の収支の状況に関する特記事項

該当なし

貸 借 対 照 表

令和 7年 3月31日 現在

収益事業会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金			
預 金	13,720,186	1,152,308	12,567,878
売電未収金			
売電未収金	11,547	0	11,547
流動資産合計	13,731,733	1,152,308	12,579,425
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
所有土地改良施設			
所有土地改良施設（土地改良区）	27	27	0
所有土地改良施設（国、都道府県）	76,316,338	93,828,967	△ 17,512,629
欠損調整積立資産			
欠損調整積立資産	5,650,913	5,000,813	650,100
災害準備積立資産			
災害準備積立資産	13,502,130	12,001,890	1,500,240
建設改良積立資産			
建設改良積立資産	30,229,777	26,879,241	3,350,536
修繕引当資産			
修繕引当資産	23,401,872	20,801,456	2,600,416
特定資産合計	149,101,057	158,512,394	△ 9,411,337
(3) その他固定資産			
発電専用構造物			
発電専用構造物	27,378	45,630	△ 18,252
その他固定資産合計	27,378	45,630	△ 18,252
固定資産合計	149,128,435	158,558,024	△ 9,429,589
3 繰延資産			
繰延資産合計	0	0	0
資産合計	162,860,168	159,710,332	3,149,836
II 負債の部			
1 流動負債			
未 払 金			
未 払 金	13,731,733	1,152,308	12,579,425
流動負債合計	13,731,733	1,152,308	12,579,425
2 固定負債			
修繕引当積立資産			
修繕引当金	23,401,872	20,801,456	2,600,416
固定負債合計	23,401,872	20,801,456	2,600,416
負債合計	37,133,605	21,953,764	15,179,841

貸 借 対 照 表

令和 7年 3月31日 現在

収益事業会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
所有土地改良施設受贈益			
所有土地改良施設受贈益	76,316,338	93,828,967	△ 17,512,629
指定正味財産合計	76,316,338	93,828,967	△ 17,512,629
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	76,316,338	93,828,967	△ 17,512,629
2 一般正味財産			
一般正味財産合計	49,410,225	43,927,601	5,482,624
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	49,382,847	43,881,971	5,500,876
正味財産合計	125,726,563	137,756,568	△ 12,030,005
負債及び正味財産合計	162,860,168	159,710,332	3,149,836

正 味 財 産 増 減 計 算 書

令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで

収益事業会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収入			
発電事業収入			
売電事業収入			
売電事業収入	36,226,495	23,390,098	12,836,397
特定資産運用収入			
特定資産受取利息			
特定資産受取利息	1,292	1,131	161
受取補助金等			
受取補助金			
受取補助金	0	494,095	△ 494,095
雑 収 入			
受取利息配当金			
受取 利息	8,705	105	8,600
他会計繰入金			
他会計からの繰入金			
他会計からの繰入金	1,000,000	0	1,000,000
固定資産受贈益			
所有土地改良施設受贈益			
所有土地改良施設受贈益	17,512,629	17,512,646	△ 17
経常収入計	54,749,121	41,398,075	13,351,046
(2) 経常支出			
減価償却費			
所有土地改良施設減価償却費			
所有土地改良施設減価償却費	17,512,629	17,512,646	△ 17
発電事業費			
人 件 費			
給料 手当	3,492,904	3,489,620	3,284
法定福利費	570,722	572,070	△ 1,348
福利厚生費	12,242	12,242	0
管理委託費	278,520	278,520	0
修 繕 費			
修 繕 費	759,770	0	759,770
修繕引当金繰入額	2,600,416	2,600,364	52
水利利用料			
水利利用料	375,188	375,188	0
諸 費			
消耗品 費	38,158	2,936	35,222
賃 借 料	297,000	297,000	0
損害等保険料	181,600	175,940	5,660
購入電気料金			
購入電気料金	7,004,012	6,358,455	645,557
発電所維持管理費			
保守点検費	1,577,400	1,966,800	△ 389,400
発電施設等減価償却費			

正 味 財 産 増 減 計 算 書

令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月31日 まで

収益事業会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
発電施設等減価償却費	18,252	18,252	0
運営事務費支出（発電）			
委 託 費	330,000	330,000	0
租税公課	531,600	863,200	△ 331,600
雑費	4,070	0	4,070
事務所費支出（発電）			
水道光熱費	122,405	161,130	△ 38,725
他会計繰出金			
他会計への繰出金			
他会計への繰出金	13,559,609	951,197	12,608,412
経常支出計	49,266,497	35,965,560	13,300,937
当期経常増減額	5,482,624	5,432,515	50,109
2 経常外増減の部			
（1）経常外収入			
経常外収入計	0	0	0
（2）経常外支出			
経常外支出計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	5,482,624	43,863,692	△ 38,381,068
一般正味財産期首残高	43,927,601	63,909	43,863,692
一般正味財産期末残高	49,410,225	43,927,601	5,482,624
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 17,512,629	△ 55,943,823	38,431,194
当期指定正味財産増減額	△ 17,512,629	△ 55,943,823	38,431,194
指定正味財産期首残高	93,828,967	149,772,790	△ 55,943,823
指定正味財産期末残高	76,316,338	93,828,967	△ 17,512,629
III 正味財産期末残高	125,726,563	137,756,568	△ 12,030,005

第 4 号議案

令和 6 年度会計財務諸表総括及び財産目録の承認について

令和 6 年度会計財務諸表総括及び財産目録について、次のとおり承認を求める。

〈 説 明 〉

収益事業会計（発電事業）の売電収入を公益事業会計の施設維持管理費に繰出した分などが「内部取引消去」に上がっています。

〈 取扱規定 〉

土地改良区会計基準（最終改正 令和 7 年 4 月 2 日 6 農振第 3 0 7 0 号）

第 1 第 4 項 会計の区分

（１）土地改良区は、特定の収入をもって特定の支出に充て一般会計の収入支出と区分して経理する必要がある場合に、特別会計を設けることができる。ただし、補助金等の交付を受けて事業を実施する場合で当該補助金等の交付の条件として、一般会計と区分し特別会計を設け経理することとされているときは、当該補助金等の交付に係る事業については、特別会計を設けなければならない。

（２）特別会計を設けた場合には、総括表を併せて作成し、他の会計区分との間において生ずる内部貸借取引の残高及び内部取引高は、総括表において相殺消去しなければならない。

令和 7 年 1 0 月 1 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田 村 宗 博

令和6年度収支決算書総括表

収 入

(単位) : 円

款 項	公益事業会計	収益事業会計	内部取引消去	合計
土地改良事業収入	169,157,058	0		169,157,058
附帯事業収入	45,160	36,226,495		36,271,655
特定資産運用収入	333,129	1,292		334,421
補助金等収入	10,539,000	0		10,539,000
交付金収入	0	0		0
業務受託料収入	0	0		0
雑収入	651,879	8,705		660,584
特定資産取崩収入	18,044,513	0		18,044,513
他会計繰入金	13,559,609	1,000,000	△ 14,559,609	0
繰越金	57,712,488	0		57,712,488
収 入 合 計	270,042,836	37,236,492	△ 14,559,609	292,719,719

支 出

款 項	公益事業会計	収益事業会計	内部取引消去	合計
土地改良事業費支出	101,501,714	0		101,501,714
附帯事業費支出	0			0
一般管理費支出	22,785,072	15,575,591		38,360,663
土地改良事業負担金支出	46,526,974	0		46,526,974
借入金返済支出	8,723,898	0		8,723,898
支払利息	241,604	0		241,604
固定資産取得支出	0	0		0
特定資産積立支出	15,721,218	8,101,292		23,822,510
雑支出	0	0		0
他会計繰出額	1,000,000	13,559,609	△ 14,559,609	0
繰越金	73,542,356	0		73,542,356
予備費	0	0		0
支 出 合 計	270,042,836	37,236,492	△ 14,559,609	292,719,719

1 資金の範囲

資金の範囲は、現金及び預金（預り金含む）、未収金、未払金としている。

2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位: 円)

科目	公益事業会計 当期末残高	収益事業会計 当期末残高	合計
現金及び預金	64,968,322	13,720,186	78,688,508
(うち預り金)	0	0	-
未収金	13,996,943	11,547	14,008,490
合計	78,965,265	13,731,733	92,696,998
未払金	5,422,909	13,731,733	19,154,642
合計	5,422,909	13,731,733	19,154,642
次期繰越収支差額	73,542,356	0	73,542,356

貸 借 対 照 表 総 括 表

令和 7 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

科 目	公益会計	収益会計	内部取引消去	合計
I 資産の部				
1 流動資産				
現金及び預金	64,968,322	13,720,186		78,688,508
未収賦課金等	1,413,543	0		1,413,543
その他未収金	13,996,943	11,547	△ 13,559,609	448,881
前 払 金	972,192	0		972,192
貯 蔵 品	402,600	0		402,600
流動資産合計	81,753,600	13,731,733	△ 13,559,609	81,925,724
2 固定資産				
(1) 基本財産				
基本財産合計	0	0		0
(2) 特定資産				
所有土地改良施設	1,852,273,072	76,316,365		1,928,589,437
受託土地改良施設使用収益権	6	0		6
財政調整積立資産	69,593,623	0		69,593,623
職員退職給付引当積立資産	66,820,709	0		66,820,709
災害対策積立資産	18,044,486	0		18,044,486
施設更新積立資産	268,763,522	0		268,763,522
欠損調整積立資産	0	5,650,913		5,650,913
災害準備積立資産	0	13,502,130		13,502,130
建設改良積立資産	0	30,229,777		30,229,777
修繕引当資産	0	23,401,872		23,401,872
土地改良施設建設仮勘定	76,063,940	0		76,063,940
特定資産合計	2,351,559,358	149,101,057		2,500,660,415
(3) その他固定資産				
土 地	3,353,220	0		3,353,220
建 物	2,904,353	0		2,904,353
発電専用構造物	0	27,378		27,378
車両運搬具	4	0		4
器具 備品	326,409	0		326,409
ソフトウェア	1	0		1
適正化事業拠出金	180,000	0		180,000
長期未収賦課金等	1,709,496	0		1,709,496
長期前払費用	5,833,221	0		5,833,221
その他固定資産合計	14,306,704	27,378		14,334,082
固定資産合計	2,365,866,062	149,128,435		2,514,994,497
資産合計	2,447,619,662	162,860,168	△ 13,559,609	2,596,920,221
II 負債の部				
1 流動負債				
未 払 金	5,422,909	13,731,733	△ 13,559,609	5,595,033
賞与引当金	6,550,273	0		6,550,273
防災減災機能等事業拠出金短期未払金	120,000	0		120,000
流動負債合計	12,093,182	13,731,733	△ 13,559,609	12,265,306
2 固定負債				
防災減災機能等事業拠出金長期未払金	240,000	0		240,000
職員退職給付引当金	66,820,709	0		66,820,709
修繕引当金	0	23,401,872		23,401,872
固定負債合計	67,060,709	23,401,872		90,462,581
負債合計	79,153,891	37,133,605	△ 13,559,609	102,727,887

貸借対照表総括表

令和 7年 3月31日 現在

(単位：円)

科 目	公益会計	収益会計	内部取引消去	合計
Ⅲ 正味財産の部				
1 指定正味財産				
所有土地改良施設受贈益	1,852,273,033	76,316,338		1,928,589,371
指定正味財産合計	1,852,273,033	76,316,338		1,928,589,371
(うち基本財産への充当額)	0	0		0
(うち特定資産への充当額)	1,852,273,033	76,316,338		1,928,589,371
2 一般正味財産				
一般正味財産合計	516,192,738	49,410,225		565,602,963
(うち基本財産への充当額)	0	0		0
(うち特定資産への充当額)	432,465,616	49,382,847		481,848,463
正味財産合計	2,368,465,771	125,726,563		2,494,192,334
負債及び正味財産合計	2,447,619,662	162,860,168	△ 13,559,609	2,596,920,221

正味財産増減計算書総括表

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益事業会計	収益事業会計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収入				
土地改良事業収入	137,122,638	0		137,122,638
附帯事業収入	45,160	36,226,495		36,271,655
特定資産運用収入	333,129	1,292		334,421
受取補助金等	10,539,000	0		10,539,000
受取交付金	0	0		0
雑 収 入	99,572	8,705		108,277
他会計繰入金	13,559,609	1,000,000	△ 14,559,609	0
固定資産受贈益	263,638,585	17,512,629		281,151,214
経常収入計	425,337,693	54,749,121	△ 14,559,609	465,527,205
(2) 経常支出				
土地改良事業費	95,451,404	0		95,451,404
附帯事業費	0	17,187,932		17,187,932
減価償却費	264,027,178	17,530,881		281,558,059
一般管理費	32,609,752	988,075		33,597,827
土地改良事業負担金	4,000,000	0		4,000,000
他会計繰出金	1,000,000	13,559,609	△ 14,559,609	0
経常支出計	397,088,334	49,266,497	△ 14,559,609	431,795,222
当期経常増減額	28,249,359	5,482,624		33,731,983
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収入				
経常外収入計	0	0		0
(2) 経常外支出				
有価証券売却損	0	0		0
固定資産除却損	1	0		1
不納欠損	65,099	0		65,099
経常外支出計	65,100	0		65,100
当期経常外増減額	△ 65,100	0		△ 65,100
当期一般正味財産増減額	28,184,259	5,482,624		33,666,883
一般正味財産期首残高	488,008,479	43,927,601		531,936,080
一般正味財産期末残高	516,192,738	49,410,225		565,602,963
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	△ 263,638,585	△ 17,512,629		△ 281,151,214
当期指定正味財産増減額	△ 263,638,585	△ 17,512,629		△ 281,151,214
指定正味財産期首残高	2,115,911,618	93,828,967		2,209,740,585
指定正味財産期末残高	1,852,273,033	76,316,338		1,928,589,371
III 正味財産期末残高	2,368,465,771	125,726,563		2,494,192,334

1 重要な会計方針

土地改良区会計基準（令和3年12月20日付け3農振第2007号、農林水産省農村振興局長通知）を採用している。

- （1）資産の評価基準及び評価方法
該当なし
- （2）有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的の債券・・・・・・・・償却原価法
 - ② その他の有価証券
市場価格のあるもの・・・・・・・・期末日の市場価格（売却原価は移動平均法）
市場価格のないもの・・・・・・・・移動平均法による原価法
- （3）貯蔵品の評価基準及び評価方法
移動平均法に基づく原価法を採用している。
- （4）固定資産の減価償却の方法
 - ① 土地改良施設等の減価償却の方法
定額法を採用している。
 - ② その他固定資産の減価償却の方法
定額法を採用している。
貸借対照表評価額は直接法による。
- （5）引当金の計上基準
 - ① 賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - ② 職員退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。
 - ③ 修繕引当金
発電施設において将来の大規模な修繕に備え計上している。
- （6）積立金の計上基準
 - ① 財政調整積立資産
公益事業会計に欠損が生じた場合に補填するため計上している。
 - ② 職員退職給付引当積立資産
職員の退職金の支給に備えるため、支給見込み額のうち必要額を計上している。
 - ③ 災害対策積立資産
土地改良施設の漏水等の突発事故、渇水及び災害による不時の損失に充当するため計上している。
 - ④ 施設更新積立資産
土地改良施設の更新・改良及び修繕のため計上している。
 - ⑤ 欠損調整積立資産
収益事業会計に欠損金が生じた場合補填するため、計画年間売電収入の1/2を限度として計上している。
 - ⑥ 災害準備積立資産
発電施設の災害による不時の損失経費に充当するため、発電施設建設の総建設費の25％を限度として計上している。
 - ⑦ 建設改良積立資産
発電施設を改良・更新するため、施設の改良・更新に必要な総建設費に対する40％を限度として計上している。
 - ⑧ 土地改良施設建設仮勘定
土地改良区営土地改良事業において土地改良施設が完成する前（建設中）の土地改良区の負担相当額を計上している。

(7) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式を採用している。

(9) その他

該当なし

2 重要な会計方針の変更

(1) 会計処理の原則又は手続の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

3 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	—	—	—	—
小 計	0	0	0	0
特定資産				
所有土地改良施設	2,209,740,651	0	281,151,214	1,928,589,437
受託土地改良施設使用収益権	6	0	0	6
財政調整積立資産	77,271,447	322,176	8,000,000	69,593,623
職員退職給付引当積立資産	64,518,494	2,302,215	0	66,820,709
災害対策積立資産	18,043,765	721	0	18,044,486
施設更新積立資産	287,658,895	13,096,106	31,991,479	268,763,522
欠損調整積立資産	5,000,813	650,100	0	5,650,913
災害準備積立資産	12,001,890	1,500,240	0	13,502,130
建設改良積立資産	26,879,241	3,350,536	0	30,229,777
修繕引当資産	20,801,456	2,600,416	0	23,401,872
土地改良施設建設仮勘定	36,287,000	39,776,940	0	76,063,940
小 計	2,758,203,658	63,599,450	321,142,693	2,500,660,415
合 計	2,758,203,658	63,599,450	321,142,693	2,500,660,415

- 4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正 味財産からの 充当額)	(うち一般正 味財産からの 充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産	—	—	—	—
小 計	0	0	0	0
特定資産				
所有土地改良施設	1,928,589,437	1,928,589,371	66	0
受託土地改良施設使用収益権	6	0	6	0
財政調整積立資産	69,593,623	0	69,593,623	0
職員退職給付引当積立資産	66,820,709	0	0	66,820,709
災害対策積立資産	18,044,486	0	18,044,486	0
施設更新積立資産	268,763,522	0	268,763,522	0
欠損調整積立資産	5,650,913	0	5,650,913	0
災害準備積立資産	13,502,130	0	13,502,130	0
建設改良積立資産	30,229,777	0	30,229,777	0
修繕引当資産	23,401,872	0	0	23,401,872
土地改良施設建設仮勘定	76,063,940	0	76,063,940	0
小 計	2,500,660,415	1,928,589,371	481,848,463	90,222,581
合 計	2,500,660,415	1,928,589,371	481,848,463	90,222,581

- 5 担保に供している資産
該当なし

- 6 固定資産等の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(1) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	当期減価償却費
建物	10,290,000	7,385,647	2,904,353	339,570
発電構造物	182,520	155,142	27,378	18,252
車両運搬具	5,709,827	5,709,823	4	0
器具備品	9,615,469	9,289,060	326,409	49,023
ソフトウェア	378,000	377,999	1	0
合 計	26,175,816	22,917,671	3,258,145	406,845

- (2) 所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権の取得価額、
減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

① 所有土地改良施設

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	当期減価償却費
所有土地改良施設	総額 9,765,769,328	総額 7,837,179,891	総額 1,928,589,437	総額 281,151,214
	内訳 土地改良区 66	内訳 土地改良区 0	内訳 土地改良区 66	内訳 土地改良区 0
	国・県・その他 9,765,769,262	国・県・その他 7,837,179,891	国・県・その他 1,928,589,371	国・県・その他 281,151,214
合 計	9,765,769,328	7,837,179,891	1,928,589,437	281,151,214

(注) 所有土地改良施設の貸借対照表の取得価額は、総額を計上する。

② 受託土地改良施設使用収益権

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	当期減価償却費
受託土地改良施設使用収益権	総額	総額	総額	総額
	6	0	6	0
	内訳	内訳	内訳	内訳
	土地改良区	土地改良区	土地改良区	土地改良区
	6	0	6	0
	国・県・その他	国・県・その他	国・県・その他	国・県・その他
	0	0	0	0
合 計	6	0	6	0

(注) 受託土地改良施設使用収益権の取得価額は、土地改良区の自己負担額を計上する。

(3) 土地改良施設建設仮勘定に係る補助金相当額については、次のとおりである。

(単位：円)

当期末残高	左のうち国庫補助金等	
	国費	都道府県費
76,063,940	0	0
合 計	0	0

7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
国債20年（第143回）財政調整積立資産	19,873,534	20,477,500	603,966
合 計	19,873,534	20,477,500	603,966

8 受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						
水利施設管理強化事業	国・三重県	0	8,000,000	8,000,000	0	
農業水路等長寿命化・	国・三重県	0	2,310,000	2,310,000	0	
防災減災事業						
市単工事	津市	0	229,000	229,000	0	
小 計		0	10,539,000	10,539,000	0	
助成金						
小 計		0	0	0	0	
合 計		0	10,539,000	10,539,000	0	

9 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

内 容	金 額
経常収入への振替額	
所有土地改良施設受贈益	281,151,214
合 計	281,151,214

10 関連当事者との取引の内容

該当なし

11 重要な後発事象
該当なし

12 その他

(1) 長期借入金について

公庫資金等長期借入金は、当改良区が契約主体となって県営かんがい排水事業の地元負担分を借入れたものである。しかしながら、償還財源である特別負担金は当改良区を通過するだけであり（改良区ルート）、経済的実態を鑑み貸借対照表に計上していない。

事業名 県営かんがい排水事業 (中勢地区) 借入先 日本政策金融公庫津支店

(単位：円)

整理 番号	借入 年月日	利率 (%)	借入金 総額	償還期限	当該年度 償還額	償還額 累計	未償還額	備考
1	H13.3.29	1.75	63,573,000	R7.3.20	3,729,480	63,573,000	0	
2	H13.11.14	1.75	99,750,000	R8.3.20	4,994,418	94,668,184	5,081,816	
			163,323,000		8,723,898	158,241,184	5,081,816	

(2) 長期借入金の償還方法

当該長期借入金の償還期限まで、毎年度特別負担金及び決算承認を経た農地転用決済金のうち県営事業分を償還資金に充当する予定である。

(3) 未収賦課金等の明細

(単位：円)

区分	調定年度		件数	期首残高	当期減少額	期末残高	備考
流動資産	令和6年度	経常賦課金	81	-	0	1,413,543	不納欠損あり
		合計	81	-	0	1,413,543	
固定資産	令和5年度	経常賦課金	48	954,093	226,093	728,000	不納欠損あり
	令和4年度	経常賦課金	40	740,743	104,517	636,226	不納欠損あり
	令和3年度	経常賦課金	10	210,333	67,554	142,779	不納欠損あり
	令和2年度	経常賦課金	6	212,932	126,280	86,652	不納欠損あり
	令和1年度	経常賦課金	1	131,575	92,962	38,613	不納欠損あり
	平成30年度	経常賦課金	1	38,613	0	38,613	
	平成29年度	経常賦課金	1	38,613	0	38,613	
		小計	59	2,326,902	617,406	1,709,496	
合 計			188	2,326,902	617,406	3,123,039	

※当期減少額に不納欠損額を含む

(4) 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	5,964,849	6,550,273	5,964,849	0	6,550,273
職員退職給付引当金	64,518,494	2,302,215	0	0	66,820,709
修繕引当金	20,801,456	2,600,416	0	0	23,401,872
合 計	91,284,799	11,452,904	5,964,849	0	96,772,854

財 産 目 録
令和 7 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

科 目		金 額		
I	資産の部			
1	流動資産			
	現金及び預金			
	現金（小口現金）(株)百五銀行他 2 行	7 口	78,688,508	
	未収賦課金等		1,413,543	
	その他未収金		448,881	
	前 払 金		972,192	
	貯 蔵 品		402,600	
	流動資産合計			81,925,724
2	固定資産			
	(1) 基本財産			
	基本財産合計		0	
	(2) 特定資産			
	所有土地改良施設		1,928,589,437	
	受託土地改良施設使用収益権		6	
	財政調整積立資産		69,593,623	
	(株) 百五銀行他 1 行	2 口		
	職員退職給付引当積立資産		66,820,709	
	津安芸農業協同組合	1 口		
	災害対策積立資産		18,044,486	
	津安芸農業協同組合	1 口		
	施設更新積立資産		268,763,522	
	(株) 百五銀行他1行	2 口		
	欠損調整積立資産		5,650,913	
	(株) 百五銀行	1 口		
	災害準備積立資産		13,502,130	
	(株) 百五銀行	1 口		
	建設改良積立資産		30,229,777	
	(株) 百五銀行	1 口		
	修繕引当資産		23,401,872	
	(株) 百五銀行	1 口		
	土地改良施設建設仮勘定		76,063,940	
	特定資産合計		2,500,660,415	
	(3) その他固定資産			
	土 地		3,353,220	
	津市納所町 5 2 0 番地他	543.0㎡		
	建 物		2,904,353	
	倉庫兼車庫	148.2㎡		
	発電構造物		27,378	
	スクリーン防塵ネット	150.0㎡		
	車両運搬具		4	
	管理車両等 4 台			
	器具 備品		326,409	
	ポンプ他			
	ソフトウェア		1	
	賦課・会計システム			
	適正化事業拠出金		180,000	
	長期未収賦課金等		1,709,496	
	長期前払費用		5,833,221	
	その他固定資産合計		14,334,082	
	固定資産合計			2,514,994,497
3	繰延資産			
	繰延資産合計			0
	資産合計			2,596,920,221
II	負債の部			
1	流動負債			
	未 払 金		5,595,033	
	賞与引当金		6,550,273	
	防災減災機能等事業拠出金短期未払金		120,000	
	流動負債合計			12,265,306
2	固定負債			
	防災減災機能等事業拠出金長期未払金		240,000	
	職員退職給付引当金		66,820,709	
	修繕引当金		23,401,872	
	固定負債合計			90,462,581
	負債合計			102,727,887
III	正味財産の部			2,494,192,334

独立監査人監査報告

令和 6 年度財務諸表等につきまして、独立監査人による監査を受け、令和 7 年 6 月 1 9 日付で次のとおり監査意見の表明がありましたので、ここにご報告いたします。

〈 取扱規定 〉

（役員の選任等）

土地改良法第 1 8 条（抜粋） 土地改良区に、役員として、理事及び監事を置く。

6 土地改良区の監事（設立当時の監事を除く。）のうち一人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。ただし、土地改良区の業務及び会計についての監査に関し専門的知識を有する者の指導を受ける場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

（土地改良区の監事の要件の例外）

土地改良法施行規則第 2 1 条の 4（抜粋） 法第 1 8 条第 6 項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査又は指導を受ける場合（以下省略）

独立監査人の監査報告書

令和7年6月19日

中勢用水土地改良区
理事会 御中

赤塚公認会計士事務所

公認会計士 赤塚 法生



<財務諸表等監査>

私は、土地改良法第18条6項本文但書の規定にいう、「土地改良区の業務及び会計についての監査に関し専門的知識を有する者の指導」として、中勢用水土地改良区の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの財務諸表等（土地改良区会計基準第2、3、6に規定する法人単位の貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記に限る。以下同じ。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる土地改良区会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表等監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる土地改良区会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び正味財産の増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜財産目録に対する意見＞

私は、土地改良法第 18 条 6 項本文但書の規定にいう、「土地改良区の業務及び会計についての監査に関し専門的知識を有する者の指導」として、中勢用水土地改良区の令和 7 年 3 月 31 日現在の財産目録（土地改良区会計基準第 7 に規定する法人単位財産目録に限る。以下同じ。）について監査を行った。

財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる土地改良区会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成することにある。

監査人の責任

私の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる土地改良区会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

財産目録に対する監査意見

私は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる土地改良区会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査結果概要報告書

中勢用水土地改良区

理事長 田 村 宗 博 殿

令和7年6月20日

赤塚公認会計士事務所

公認会計士

赤塚 法 士

貴法人におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当事務所は、土地改良法第18条6項本文但書の規定にいう、「土地改良区の業務及び会計についての監査に関し専門的知識を有する者の指導」として、中勢用水土地改良区の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの財務諸表等（土地改良区会計基準第2、3、6に規定する法人単位の貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記に限る。以下同じ。）ならびに、令和7年3月31日現在の令和6年度の財産目録（土地改良区会計基準第7に規定する法人単位の財産目録に限る。以下同じ。）について監査を行いました。

そして、令和7年6月19日付にて、上記財務諸表等ならびに財産目録（以下、財務諸表等という）について無限定適正意見を付した監査報告書を提出いたしました。

ここに当事務所が実施した監査の概要その他の監査に関連する事項をご報告します。

なお、監査業務における当事務所の責任は、理事者が作成する財務諸表等に対して独立の立場から監査意見を形成し表明することであり、当事務所は、貴法人の理事者に代わって貴法人の財務諸表等を作成するものではありません。また、監事に代わって財務報告プロセスを監視するものでもありません。

（注）本報告書は、当事務所から、中勢用水土地改良区の理事ならびに監事に監査の結果の概要をご報告すること及び同理事ならびに監事とコミュニケーションを行うことを目的としたものであり、監査基準等の要求事項に対応する項目も含まれています。本報告書を同理事ならびに監事以外へ提示する場合には、監査契約書に記載された要件に該当する場合を除いて、当事務所より書面による承諾が必要となりますので、提示を希望される場合には、必ず事前に当事務所までご相談ください。

I 監査の概要

1. 監査の対象

土地改良法第18条6項本文但書の規定にいう、「土地改良区の業務及び会計についての監査に関し専門的知識を有する者の指導」として、中勢用水土地改良区の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの財務諸表等(土地改良区会計基準第2、3、6に規定する法人単位の貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記に限る。以下同じ。)並びに令和7年3月31日時点の財産目録(土地改良区会計基準第7に規定する法人単位の財産目録に限る。以下同じ。)を対象とする。

2. 監査従事者

(1) 責任者(監査報告書署名者)

公 認 会 計 士 赤 塚 法 生

(2) 補助者

記載すべき該当者なし

3. 監査実施状況

監査実施状況は以下のとおりです。

(令和7年6月20日現在)

監査実施日	往査場所	実施項目	従事(人日)
令和6年			
10月9日	本部	法人レベルにおける内部統制の評価の検討 ITに係る全般統制の評価の検討	1
12月3日	本部	理事者とのディスカッション	0.5
令和7年			
1月22日	本部	人件費プロセスに係る内部統制の評価の検討	0.5
4月1日	本部	実査 確認(実施時期は発送日 回収及び結果検討は随時)	0.5
4月3日	本部	仕訳検証 購買プロセスに係る内部統制の評価の検討(現状把握、ワークスルーの実施)	1
5月20,26日	当事務所	消費税監査	1
6月11,18日	本部	期末監査	2
6月20日	本部	監査概要及び結果報告	0.5
通年	当事務所	各種準備、資料作成、審査受審、結果検討等	3.0
合計		貴法人往査6日 当事務所4日	10
計画時間		貴法人往査6.5日 当事務所1.5日	8
【参考】令和5年度		貴法人往査7日 当事務所4.5日	11.5

4. 主な監査手続の実施結果

(1) 特別な検討を必要とするリスク

項目<関連する財務諸表等>	理事者による内部統制の無効化
リスクの内容	一般に、理事者は有効に運用されている内部統制を無効化することによって、会計記録を改竄し不正な財務諸表等を作成することができる特別な立場にあるとされています。そのような理事者による内部統制の無効化は不正による重要な虚偽表示リスクであり、特別な検討を必要とするリスクとして取り扱うことが求められます。 監査計画時において、貴法人においても、理事者による内部統制の無効化を特別な検討を必要とするリスクとして特定しました。なお、監査計画の重要な変

	更はありません。
監査上の対応	<実施した主な監査手続> 仕訳入力に関連する内部統制を評価し、この評価結果を勘案し、仕訳入力に関する不正に対応する実証手続の種類、実施の時期及び範囲を決定しました。 重要な通例でない取引について、取引の業務上の合理性(又はその欠如)が、不正な財務報告を行うため又は資産の流用を隠蔽するために行われた可能性を示唆するものであるかどうかを評価しました。
検出事項の有無	監査意見を限定するような重要な事実について該当ありません。

(2)その他の重要論点

項目<関連する財務諸表等>	購買プロセス
事実及び状況	購買プロセスに関して確認が必要な状況であると判断いたしました。
監査上の対応	<実施した主な監査手続> 実証手続きを主手続きとして、購買プロセスを把握してコントロールアプローチを補助手続きとして実施いたしました。購入伺いの作成、決裁、発注、検収、支払の各段階を確認するとともに、承認証跡についても確認しました。
検出事項の有無	監査意見を限定するような重要な事実について該当ありません。

(3)具体的な監査手続き

- 実査
令和7年4月1日に現金同等物について行いました。
- 立会
棚卸資産が存在しないため実施していません。
- 確認

対象科目	内容	回収率
現預金	全金融機関に対して実施	100%全件回収
未収賦課金	試査により実施 対象債権総額 3,123,039 円(188 件) 残高確認状発送金額 73,865 円(3 件) カバー率 約 2.3%	1 件回収(41,205 円/73,865 円)

- 質問
係争案件の有無について、口頭にて担当者へ質問を行い、認識している事案はないとの回答を得ています。
- 分析の実証手続き
- その他職業的専門家として認めた必要な手続き

5. 審査の受審状況

当事務所の定める審査に関する規程等に準拠して審査を受審し、財務諸表等について無限定適正意見を表明いたしました。

Ⅱ 監査の結果に関連する事項

1. 監査上の重要な発見事項又は要改善・検討事項
監査意見を限定すべき該当事項なし

Ⅲ その他

記載すべき該当事項なし

以 上

監事会監査報告

令和6年度全期業務及び会計経理の状況について、令和7年6月27日に監査を実施しましたところ、正確かつ適正であったので、ここにご報告いたします。

〈 取扱規定 〉

（監事の職務）抜粋

定款第23条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

（財務状況の公表）

会計細則第64条 規約第45条の規定による財務状況の公表は、次に掲げる書類を事務所で組合員の閲覧に供する方法により行うものとする。

- （1）事業報告書
- （2）貸借対照表
- （3）収支決算書
- （4）財産目録
- （5）その他理事長が必要と認める事項を記載した書面

2 前項の公表は、毎年度10月31日までにを行うものとする。

3 財務状況の公表を行ったときは、その旨を10日間公告するものとする。

4 理事長は、財務状況を公表するには、あらかじめ監事の監査に付し、その意見を付けて理事会の承認を受けなければならない。

令和7年10月1日

総括監事	横山和俊
監事	富増稔
監事	河戸和治

第 5 号議案

令和 7 年度土地改良施設突発事故復旧事業の申請について

令和 7 年度土地改良施設突発事故復旧事業の申請について、次のとおり議決を求める。

「別紙 突発事故復旧事業計画書」

〈 取扱規定 〉

（事業）

定款第 4 条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

（１）安濃ダム並びに安濃川から引水する国営及び県営かんがい排水事業等で造成された農業水利施設、同附帯施設等の維持管理。

（２）安濃ダム並びに安濃川から引水する国営及び県営かんがい排水事業等に関連する農業水利施設の新設及び改良等。

（３）前二号に掲げる土地改良施設の災害復旧及び突発事故被害の復旧。

（以下省略）

（定義）

土地改良法第 2 条 （抜粋）

2 この法律において「土地改良事業」とは、この法律により行う次に掲げる事業をいう。

五 農用地若しくは土地改良施設の災害復旧（津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業を含む。）又は土地改良施設の突発事故被害（突発的な事故による被害をいう。以下同じ。）の復旧

（急施の場合）

土地改良法第 4 9 条 災害又は突発事故被害のため急速に次に掲げる土地改良事業を新たに行う必要がある場合には、土地改良区は、前条の規定にかかわらず、総会の議決を経て応急工事計画を定め、都道府県知事の認可を受けて当該土地改良事業を行うことができる（逐条解説 総会の議決は普通決議で足りる）。

令和 7 年 1 0 月 1 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田 村 宗 博

上野支線漏水事故の復旧について

河芸町地内において発生した上野支線漏水事故の復旧については、土地改良施設突発事故復旧事業により復旧を行うことについて、土地改良法第49条に基づき承認を求める。

事故の概要

1 施設概要

- ・施設名 上野支線
- ・施設建設事業名 県営かんがい排水事業
- ・建設年度 平成4年度
- ・施設規模 鋼管φ600mm

2 事故の状況

- ・8月9日に三重県企業庁から「市道に水が出ている」との通報が中勢用水土地改良区にあり、職員が現地で、路面に約10ℓ/s程度の流出を確認。
- ・その後上流の制水弁を閉じたところ漏水量が減少したため、中勢用水土地改良区が管理する農業用水管からの漏水と判断。

3 試掘による原因の調査

- ・8月12日に試掘した結果、鋼管φ600mmに2cm程度の穴を確認。
- ・施工後33年が経過し腐食によるものと推測。

4 復旧方法

- ・漏水補修用部品（ステンレスバンド）により外側から補修予定。

5 補助事業の概要

- ・事業名 土地改良施設突発事故復旧事業
- ・事業費 350万円（予定）
- ・補助率 国50%、県21%（予定）、市0%、残29%（予定）

第 6 号議案

令和 7 年度公益事業会計補正収支予算の議決について

令和 7 年度公益事業会計補正収支予算について、次のとおり議決を求める。

〈 説 明 〉

主なこと

- ・第 5 号議案の土地改良施設突発事故復旧事業を行うための予算措置は、「収入第 4 款 補助金収入」で補助金を受け、「支出第 1 款 漏水対策費」で補助残（改良区負担）を合算した事業費総額が支出できるように増額補正しています。
- ・高野尾町地内で県道バイパス造成に伴う県営野田支線本線の布設替工事を施工するため、「収入第 7 款 雑収入」で移設補償金を受け、「支出第 1 款 その他事業費」を増額補正しています。

〈 取扱規定 〉

（総会の議決事項）抜粋

土地改良法第 30 条 次に掲げる事項は、総代会の議決を経なければならない。

四 経費の収支予算

令和 7 年 10 月 1 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田 村 宗 博

令和7年度 公益事業会計第1回補正収支予算書

	収 入	支 出
現 計予算額	268,119,096 円	268,119,096 円
補正後予算額	304,600,361 円	304,600,361 円
差 引	36,481,265 円	36,481,265 円

収 入

単位：円

款 項 目	現 計 予算額	補正後 予算額	増 減	附 記
1 土地改良事業収入 經常賦課金収入 經常賦課金 特別賦課金収入 特別賦課金 転用決済金収入 農地転用決済金 負担金収入 經常負担金 特別負担金	114,251,599 171,129 1,500,000 12,698,950 30,028,445	114,160,492 171,129 6,094,925 12,698,950 30,028,445	△ 91,107 0 4,594,925 0 0	經常費の組合員賦課 大学農場、農研機構を含む 国営造成施設（安濃ダム）県管理事業負担分を賦課 大学農場、農研機構 12 件 8/20現在 （負担金算定表参照） 經常費の津市、亀山市負担 ① 事業費の津市、亀山市負担（通過金） ・ 県営事業借入償還金負担金 ② 5,027,574 ・ 国営造成施設県管理事業負担金 ③ 25,000,871 計 30,028,445
	158,650,123	163,153,941	4,503,818	
2 附帯事業収入 他目的使用料収入 他目的使用料	45,160 45,160	45,160 45,160	0 0	中部電力、ZTV等
3 特定資産運用収入 特定資産利息収入 財政調整積立資産 職員退職給付引当 積立資産 災害対策積立資産 施設更新積立資産	320,000 0 0 0 0	320,000 0 0 0 0	0 0 0 0 0	資産運用（第143回利付国債）
	320,000	320,000	0	
4 補助金等収入 補助金収入 補助金	12,425,000	12,425,000	0	〈漏水対策〉 ・ 突発事故復旧事業（災害を除く）など 0 〈渴水対策〉 ・ 県単土地基盤整備事業（干害応急対策）など 0 〈災害対策〉 ・ 市単災害復旧工事など 0 〈補助事業〉 ・ 水利施設管理強化事業 維持管理費支援対象【強化】表示 8,000,000 〃（包括的民間委託推進型） 2,500,000 ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業（7期） 国営南幹線本線空気弁等更新 事業費2,500,000、国50%、県14%、津市13%、 （改良区負担23%を除く） 1,925,000 計 12,425,000
	12,425,000	12,425,000	0	

5 交付金収入				土地改良施設維持管理適正化事業
適正化事業交付金収入				
整備補修事業交付金	0	0	0	令和7年度予定なし
防災減災機能等強化事業交付金	0	0	0	令和7年度予定なし
	0	0	0	
6 業務受託料収入				国、県、市等からの調査業務の委託に係る受託料
調査業務受託料収入	0	0	0	令和7年度予定なし
業務受託料	0	0	0	
7 雑収入				
受取利息配当金収入				
受取利息	0	0	0	
過年度収入				
過年度収入	2,326,902	3,123,039	796,137	平成29年～令和6年度(令和6年度決算額)
過怠金収入				
過怠金収入	0	3,700	3,700	督促手数料及び延滞利息
雑収入				
雑収入	100	1,000,000	999,900	野田支線移設補償金
	2,327,002	4,126,739	1,799,737	
8 特定資産取崩収入				
財政調整積立資産取崩収入				
財政調整積立資産	250,000	2,675,000	2,425,000	1) 資金調達 2) 水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）の現年度化分取崩し ・高野尾花木の里地区 2,675,000
職員退職給付引当積立資産取崩収入				
職員退職給付引当積立資産	0	22,000,000	22,000,000	
災害対策積立資産取崩収入				
災害対策積立資産	0	0	0	
施設更新積立資産取崩収入				
施設更新積立資産	23,243,178	10,027,178	△ 13,216,000	1) 令和5年度県営決済金償還充当 143,178 2) 水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）の現年度化分取崩し ・中勢用水1期地区 7,980,000 ・中勢用水2期地区 1,904,000 計 10,027,178
	23,493,178	34,702,178	11,209,000	
9 他会計繰入金				収益事業会計からの繰入金
収益事業会計繰入金	9,457,312	16,284,987	6,827,675	維持管理費、職員退職給付引当積立資金等に充当
収益事業会計繰入金	9,457,312	16,284,987	6,827,675	
10 繰越金				
前年度繰越金				
前年度繰越金	61,401,321	73,542,356	12,141,035	令和6年度決算次年度繰越金額
	61,401,321	73,542,356	12,141,035	
合 計	268,119,096	304,600,361	36,481,265	

令和7年度 公益事業会計収入の部 第1款負担金算定表（補正予算）

第4項 負担金収入内訳

単位：円、㎡

第1目 経常負担金 12,698,950 円

属 地	R 6 面積	R 5 未通水地域 転用面積差引	R 6 通水地域増 組合員賦課	R 7 面積	① 2 市
津 市	3,128,691	△ 2,854	△ 61,209	3,064,628	12,564,975
亀山市	32,677	0	0	32,677	133,975
計	3,161,368	△ 2,854	△ 61,209	3,097,305	12,698,950

〈補足〉昨年度の経常費負担面積から、決算承認の決議を経た令和5年度の転用面積のうち未通水地域分と、通水ができ組合員賦課に移行した面積等を加除して、本年度の負担面積としている。
（未通水地域から差引する転用面積は、小数点以下を切り捨てている。）

第2目 特別負担金 30,028,445 円

区 分	償還額	県営事業借入償還地元負担金	
		R 5 県営事業 決済金充当	② 2 市
津 市	5,099,752	△ 143,178	4,956,574
亀山市	71,000	0	71,000
計	5,170,752	△ 143,178	5,027,574

〈補足〉県営事業借入償還金の算定には、決算承認の決議を経た令和5年度の農地転用決済金のうち、県営事業分を充てる。

安濃ダム県管理事業費	地元負担金	事業内容と負担割合
国補事業	74,000,000	14,800,000 国補がつく夜間等の管理 国40%、県40%、地元20%
県単事業	2,600,000	520,000 国補がつかない日常管理 県80%、地元20%
人 件 費	29,557,000	9,852,000 ダム管理に従事する県職員 県2/3、地元1/3
計	106,157,000	25,172,000

属 地	区 分	国営造成施設（安濃ダム）県管理事業負担金内訳		
		地元負担金	特別賦課金	③ 2 市
津 市	津 市	24,953,422	－	24,953,422
	大学農場	103,911	103,911	－
	農研機構	67,218	67,218	－
亀山市	亀 山 市	47,449	－	47,449
計		25,172,000	171,129	25,000,871

〈補足〉国営造成施設（安濃ダム）県管理事業における2市の負担割合は、受益面積の割合とする。
受益面積 3,183ha に対し、津市 0.998115、亀山市 0.001885 となる。

地元負担金のhaあたり単価を $25,172,000 \text{円} \div 3,183 \text{ha} = 7,908 \text{円/ha}$ とすると次のとおり。

・大学農場 $13.14 \text{ha} \times 7,908 \text{円/ha} = 103,911$
・農研機構 $8.5 \text{ha} \times 7,908 \text{円/ha} = 67,218$

（農場及び機構のhaあたり負担金単価並びに面積割合で求めた亀山市負担金額は、小数点以下を切り捨てている。）

第4項 合計 42,727,395 円

区 分	経常負担金	特別負担金		合 計
	① 経常費	② 県営償還	③ ダム管理	
津 市	12,564,975	4,956,574	24,953,422	42,474,971
亀 山 市	133,975	71,000	47,449	252,424
合 計	12,698,950	5,027,574	25,000,871	42,727,395
		30,028,445		

- ・「大学農場」とは、正式名称である「国立大学法人 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設農場」の略称です。
- ・「農研機構」とは、正式名称である「国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構野菜花き研究部門 安濃野菜研究監」の略称です。

支 出（水利施設管理強化事業の支援対象科目には【強化】を、収益事業会計繰入金の充当科目には【発電】を表示している。） 単位：円

款 項 目	現 計 予算額	補正後 予算額	増 減	附 記
1 土地改良事業費支出				
維持管理費支出				
給料手当	56,500,000	56,000,000	△ 500,000	【強化】【発電】職員11名の給与及び諸手当
臨時雇賃金	50,000	50,000	0	緊急人夫雇用（災害時の水路整備等）
福利厚生費	10,000,000	10,000,000	0	【強化】社会保険料、健康診断、作業服等
旅費交通費	400,000	400,000	0	出張、研修交通費、宿泊、駐車、高速、雑費等
通信運搬費	3,300,000	2,300,000	△ 1,000,000	【強化】国営、県営水管理システム通信費、携帯電話 4台等（水管理システム通信方法の変更あり）
消耗什器備品費	600,000	600,000	0	消耗品等
修繕費	7,000,000	7,000,000	0	【発電】施設補修整備等、水管理システム修理、車検 整備補修等（随意契約）
水道光熱費	1,000,000	1,000,000	0	【強化】【発電】水道料金、管理車両、草刈機、ポン プ、発電機の燃料等
賃借料	1,600,000	1,600,000	0	地代家賃（JR）、水路占用料（津市） 【強化】カーリース料（用水管理用）、パソコンリー ス（管理日報作成、用水管理用）を更新（随意契約）
支払保険料	2,300,000	2,300,000	0	【強化】動産（計器、子局装置）、総合生活（生涯賠 償）、火災保険（中央管理事務所、子局舎、什器等） 、自動車任意保険、自賠責保険等（随意契約） 【発電】農業用施設賠償責任保険（水路、管理用道路 、第三頭首工）（随意契約）
支払負担金等	13,000,000	13,000,000	0	水利調整会議、用水管理交付金（地区水利委員）、水 管理調整費等交付金、地域農業水利施設補助事業交付 金
業務委託費	492,000	492,000	0	施設維持管理委託費交付金等
租税公課	50,000	50,000	0	自動車税、車検時重量税（車検4台）
雑費	200,000	200,000	0	
適正化事業費支出				
整備補修事業費	0	0	0	
支出				
防災減災機能等	0	0	0	
強化事業費支出				
適正化事業費支出				
整備補修事業費	180,000	180,000	0	水管橋、空気弁更新（48期）
拠出金				
整備補修事業	15,000	15,000	0	
事務費拠出金				
防災減災機能等	120,000	120,000	0	水管理システムの施設整備（47期）
強化事業費拠出金				
防災減災機能等	10,000	10,000	0	
強化事業事務費				
拠出金				
防災減災機能等強	486	486	0	
化事業利子拠出金				
その他事業費支出				
漏水対策費	5,000,000	6,000,000	1,000,000	・河芸上野支線漏水（仮修理）工事（随契 341,000 ・1号幹線水路萩野地区漏水工事（随契） 429,000 ・河芸上野支線漏水本工事（随契） ・河芸総合支所前漏水工事（随契） ・長谷山支線（草生）漏水工事（随意契約） ・河芸黒田局舎前漏水工事 土地改良施設突発事故復旧事業申請 金額表示ありは支払済
治水対策費	5,000,000	2,000,000	△ 3,000,000	対策設備（荒堀）
災害対策費	2,000,000	2,000,000	0	

補助事業費	3,000,000	3,000,000	0	・ 農業水路等長寿命化防災減災事業（7期） 国営南幹線本線空気弁等更新 経年劣化により計測ができなくなったため。 2,500,000超の工事となれば入札を要する。 事業費＝国50％＋県14％＋津市13％ ＋改良区負担23％
その他事業費	1,000,000	6,000,000	5,000,000	2,849,000 改良区単費事業等 県営野田支線本線布設替工事 5,353,700 県道バイパス造成に伴う移設（高野尾町里）
委託業務費支出 委託業務費	5,000,000	5,000,000	0	【強化】電気保安手数料（第一、第二、第三、三泗頭 首工、中央管理事務所）、水管理施設設備保守点検業 務、施設設備点検、国営施設及び管理用道路草刈、管 理施設点検業務等（随意契約）
受託業務費支出 受託業務費	0	0	0	水利施設管理強化事業（包括的民間委託推進型） 予定なし
	117,817,486	119,317,486	1,500,000	
2 一般管理費支出 運営事務費支出 役員報酬	1,120,000	1,120,000	0	理事長70千円、副理事長50千円×2名＝100千円、 代表理事50千円×2名＝100千円、員外理事50千円× 2名＝100千円、員内理事25千円×26名＝650千円、 総括監事50千円、監事25千円×2＝50千円
給料手当	8,000,000	8,500,000	500,000	職員11名 給与及び諸手当
臨時雇賃金	2,800,000	2,800,000	0	会計年度任用職員及び臨時職員
退職金支払	0	22,000,000	22,000,000	
福利厚生費	1,800,000	1,800,000	0	社会保険料、健康診断、常備薬等
研修費	100,000	100,000	0	役職員研修会参加費、受講料等
交際費	150,000	150,000	0	香典、見舞等、手土産、御礼等
選挙費	0	0	0	本年度選挙なし
総代会費	150,000	150,000	0	総代会2回、会場代、議長御礼、会議諸費
その他会議費	200,000	200,000	0	理事会3回、監事会3回、代表理事会3回、用水管理委 員会2回、負担金徴収委員会2回、会場代等会議諸費
旅費交通費	2,200,000	2,200,000	0	出張、役員研修、研修会交通費、宿泊、駐車場料金、 高速料金、雑費等 費用弁償（総代会2回、理事会3回、監事会3回、代表 理事会3回、用水・徴収委員会各1回）
通信運搬費	1,300,000	1,300,000	0	賦課通知書等郵送料、切手、はがき、メール便、固定 電話、FAX通信料、NHK受信料、事務所インターネット 等
消耗什器備品費	600,000	700,000	100,000	事務所事務用品購入
印刷製本費	1,000,000	850,000	△ 150,000	中勢用水たより、申請書等各種様式、定款諸規程、 封筒、概要書、通知書、陳情書、議案書等
修繕費	1,200,000	900,000	△ 300,000	コピー機、事務所無線LAN保守点検、機器修繕等
支払手数料	250,000	250,000	0	振込手数料等
支払保険料	60,000	60,000	0	任意保険料のみ
支払負担金等	550,000	550,000	0	東海協議会等加入している団体への年会費等
業務委託費	2,500,000	2,500,000	0	浄化槽維持管理費、施設警備料、公認会計士報酬、 ソフトサポート料、防火設備点検、事務所内清掃、 ゴミ回収等（随意契約）受水槽清掃（随意契約） 徴収委託手数料（賦課金額の4％）8地区（雲林院、 雲林院南山、分部地下、産品、亀山市三寺、一身田中 野、一身田豊野谷、一身田豊野田端地区）
租税公課	0	0	0	
雑費	250,000	250,000	0	広告宣伝費、出前講座等
事務所費支出 修繕費	257,400	2,000,000	1,742,600	事務所の維持管理費に要する経費 浄化槽機器交換修理（随意契約） 440,000 受水槽機器交換修理（随意契約）1,452,000 賃借料へ42,600円流用
水道光熱費	150,000	150,000	0	水道、自動車燃料等
賃借料	842,600	842,600	0	パソコンや車、複合機のリース料等（随意契約） 修繕費より42,600円充用
	25,480,000	49,372,600	23,892,600	

3 土地改良事業負担金支出				
都道府県営事業負担金支出				
国営造成施設県管理事業負担金	25,172,000	25,172,000	0	安濃ダム管理（通過金）
水利施設等保全高度化事業負担金	23,350,000	12,559,000	△ 10,791,000	債務負担行為の現年度化分 ・高野尾花木の里地区（簡易整備型） 2,675,000 ・中勢用水1期（基幹水利施設保全型） 7,980,000 ・中勢用水2期（基幹水利施設保全型） 1,904,000 計 12,559,000
水利施設管理強化事業負担金	4,000,000	4,000,000	0	水利施設管理強化事業
	52,522,000	41,731,000	△ 10,791,000	
4 借入金返済支出				
公庫資金償還金支出				（通過金）
償還金	5,081,816	5,081,816	0	元金のみを表示
	5,081,816	5,081,816	0	
5 支払利息				
借入金利息				（通過金）
公庫資金借入金	88,936	88,936	0	利息のみを表示
	88,936	88,936	0	
6 固定資産取得支出				
器具備品取得支出				
器具備品購入	1,000,000	1,000,000	0	ハンマーナイフ（草刈機）814,000円
	1,000,000	1,000,000	0	
7 特定資産積立支出				
財政調整積立資産積立支出				預金利率上昇
財政調整積立資産職員退職給付引当積立資産積立支出	330,000	457,000	127,000	本年度積立 + 預金利息
職員退職給付引当積立資産	4,802,000	6,200,000	1,398,000	本年度積立 + 預金利息
災害対策積立資産積立支出				
災害対策積立資産施設更新積立資産積立支出	1,000	22,600	21,600	預金利息
施設更新積立資産	7,854,533	11,000,000	3,145,467	本年度積立+ 預金利息 （R6決算農転収入10,171,874円）
	12,987,533	17,679,600	4,692,067	
8 雑支出				
過年度支出				
過年度支出	100,000	200,000	100,000	過年度賦課金の還付等
	100,000	200,000	100,000	
9 他会計繰出額				
収益事業会計繰出金				
収益事業会計繰出金	1,000,000	7,000,000	6,000,000	期首、期中運転資金
	1,000,000	7,000,000	6,000,000	
10 繰越金				
次年度繰越金				
次年度繰越金	0	0	0	
	0	0	0	
11 予備費				
予備費				
予備費	52,041,325	63,128,923	11,087,598	
	52,041,325	63,128,923	11,087,598	
合 計	268,119,096	304,600,361	36,481,265	

（注）本歳出予算の支出にあたり、款内各項目の金額は必要に応じ流用することが出来るものとする。

第 7 号議案

令和 7 年度収益事業会計補正収支予算の議決について

令和 7 年度収益事業会計補正収支予算について、次のとおり議決を求める。

〈 説 明 〉

主なこと

・安濃ダムの貯水量が少なくなり、8 月中旬から小水力発電を停止していることで発電収入がありませんが、発電所の維持管理費を支出するため、歳計欠損の場合のための積立金「収入第 5 款 欠損調整積立資産」の全額を取り崩して補正計上しています。また、今後においても貯水量が回復せず、発電収入がない場合に備えて「収入第 6 款 公益事業会計繰入金」を増額補正し、公益事業から資金調達できるようにしています。

・発電所設備である蓄電池用バッテリーの一式を定期交換（平成 2 8 年度運転開始から初めての交換）するため、「収入第 5 款 修繕引当積立資産」を取り崩し、「支出第 1 款 修繕費」に計上しています。

〈 取扱規定 〉

（総会の議決事項）抜粋

土地改良法第 3 0 条 次に掲げる事項は、総代会の議決を経なければならない。

四 経費の収支予算

令和 7 年 1 0 月 1 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田 村 宗 博

令和7年度 収益事業会計第1回補正収支予算書

	収 入	支 出
現 計予算額	33,000,500 円	33,000,500 円
補正後予算額	59,111,175 円	59,111,175 円
差 引	26,110,675 円	26,110,675 円

収 入

単位：円

款 項 目	現 計 予算額	補正後 予算額	増 減	附 記
1 発電事業収入				
発電収入				
売電収入	32,000,000	32,000,000	0	(29円/ k Wh)
	32,000,000	32,000,000	0	
2 特定資産運用収入				
特定資産利息収入				
欠損調整積立資産	100	15,000	14,900	
災害準備積立資産	100	15,000	14,900	
建設改良積立資産	100	15,000	14,900	
修繕引当積立資産	100	15,000	14,900	
	400	60,000	59,600	
3 補助金等収入				
補助金収入				
補助金	0	10,000,000	10,000,000	水利施設等保全高度化事業
	0	10,000,000	10,000,000	
4 雑収入				
受取利息配当金収入				
受取利息	100	100	0	預金利息
雑収入				
雑収入	0	0	0	
	100	100	0	
5 特定資産取崩収入				特定資産を取り崩すことで生じる収入
欠損調整積立資産取崩収入				
欠損調整積立資産	0	5,651,075	5,651,075	期中において会計に不足が生じた場合
災害準備積立資産取崩収入				
災害準備積立資産	0	0	0	
建設改良積立資産取崩収入				
建設改良積立資産	0	0	0	
修繕引当積立資産取崩収入				
修繕引当積立資産	0	4,400,000	4,400,000	発電所電気設備交換
	0	10,051,075	10,051,075	
6 公益事業会計繰入金				
公益事業会計繰入金				
公益事業会計繰入金	1,000,000	7,000,000	6,000,000	期中において会計に不足が生じた場合
金				期首1,000,000円繰入済
	1,000,000	7,000,000	6,000,000	
7 繰越金				
前年度繰越金				
前年度繰越金	0	0	0	
	0	0	0	
合 計	33,000,500	59,111,175	26,110,675	

支 出

単位：円

款 項 目	現 計 予算額	補正後 予算額	増 減	附 記
1 発電事業費支出				
人件費				
給料手当	4,500,000	4,500,000	0	職員11名 給与、諸手当
法定福利費	700,000	700,000	0	社会保険料等
福利厚生費	30,000	30,000	0	健康診断等
管理委託費	300,000	300,000	0	電気保安点検料
修繕費				
修繕費	5,000,000	5,000,000	0	修繕、整備 蓄電池用バッテリー交換一式（18台）4,400,000円
水利利用料				
水利利用料	375,188	375,188	0	三重県に発電用流水占用料の納付
諸費				
消耗品費	100,000	100,000	0	工具器具等
賃借料	297,000	297,000	0	発電所管理車両リース料
損害等保険料	200,000	200,000	0	火災保険、自動車任意保険
購入電気料金				
発電所電力料	300,000	300,000	0	発電所の使用電気料金、発電遠方監視用パソコン電気料金
管理施設電力料	7,500,000	7,500,000	0	中央管理事務所及び国営施設21ヶ所、県営施設42ヶ所
発電所維持管理費				
保守点検費	2,600,000	2,600,000	0	発電施設設備保守点検業務、消防点検
回線使用料	0	0	0	
雑費	1,000	1,000	0	
	21,903,188	21,903,188	0	
2 一般管理費支出				
運営事務費支出				
給料手当	0	0	0	職員11名 給与、諸手当
法定福利費	0	0	0	社会保険料等
福利厚生費	0	0	0	健康診断等
研修費	20,000	20,000	0	研修参加費、受講料等
旅費交通費	50,000	50,000	0	研修交通費等
通信運搬費	0	0	0	電話、郵便、インターネット等通信費、運送運賃等
業務委託費	330,000	10,330,000	10,000,000	公認会計士業務委託 中勢用水小水力発電2期地区事業計画書作成業務 (特命随契)
租税公課	1,050,000	1,200,000	150,000	消費税簡易課税制度選択
雑費	5,000	5,000	0	振込手数料等
事務所費支出				
修繕費	0	0	0	
水道光熱費	180,000	180,000	0	ガソリン・軽油燃料の購入代金等
賃借料	1,000	1,000	0	発電管理用パソコンリース
	1,636,000	11,786,000	10,150,000	
3 固定資産取得支出				
器具備品取得支出				
器具備品購入	0	0	0	
	0	0	0	

4 特定資産積立支出				本年度積立額+預金利息（預金利率上昇）
欠損調整積立資産積立支出				
欠損調整積立資産	700	6,350,000	6,349,300	修繕引当積立資産へ300円流用
災害準備積立資産積立支出				
災害準備積立資産	1,000	38,000	37,000	
建設改良積立資産積立支出				
建設改良積立資産	1,000	84,000	83,000	
修繕引当積立資産積立支出				
修繕引当積立資産	1,300	2,665,000	2,663,700	欠損調整積立資産から300円充用
	4,000	9,137,000	9,133,000	
5 国庫納付金支出				
国庫納付金支出				
国庫納付金支出	0	0	0	国庫へ納付する金額
	0	0	0	
6 公益事業会計繰出金				
公益事業会計繰出金				
支出				
公益事業会計繰出金	9,457,312	16,284,987	6,827,675	維持管理費、職員退職給付引当積立資金等へ充当
金				期首、期中資金の返済
	9,457,312	16,284,987	6,827,675	
7 繰越金				
次年度繰越金				
次年度繰越金	0	0	0	
	0	0	0	
8 予備費				
予備費				
予備費	0	0	0	
	0	0	0	
合 計	33,000,500	59,111,175	26,110,675	

(注) 本歳出予算の支出にあたり、款内各項目の金額は必要に応じ流用することが出来るものとする。

負担金徴収委員会報告

令和7年7月25日開催の令和7年度第1回負担金徴収委員会におきまして、令和6年度未収賦課金対策について検討した結果、組合員のご負担に公平を欠くことのないように、そして適正な債権管理のためにも必要であるとの答申から、令和7年9月12日開催の理事会は滞納処分の実施を専決いたしましたので、第6号議案（及び第4号議案）に関連しましてここにご報告いたします。

また、令和7年度賦課金にかかる過怠金（延滞金）の免除につきましても、下記理由により専決いたしましたので併せてご報告いたします。

〈滞納処分実施理由〉

「第4号議案 令和6年度会計財務諸表に対する注記12（3）未収賦課金等の明細」
「第6号議案 令和7年度公益事業会計第1回補正収支予算 収入第7款過年度収入」
に関連して。

当土地改良区は、令和6年度賦課（略）で納付の意思のない組合員が多数あり、これに対して督促をしたが、なお納付しないので、このままでは土地改良事業の遂行に支障をきたすことは必然であり、かつ翌年度からの運営にも影響することが多大なので、この機を逸せず過去の滞納金を徴収し、完納された受益者のためにも滞納処分の執行を要するものであり、別紙（令和7年度第1回理事会提出議案 議案別紙）のとおりの実情からして令和7年9月12日開催の理事会で議決したものであります。（理事会既決）

〈過怠金の減免理由〉

組合員のなかには、経済的な事情から賦課金等（經常賦課金、農地転用等決済金等をいう。）の分割納付を希望されることがあり、そのような方に延滞金（過怠金）が過重負担となって納付がより困難にならないように延滞金を課さないものです。

また、未収賦課金を解消するために行う滞納処分では、滞納の原因を明らかにするために組合員への財産調査等を行いますが、これが多岐におよぶことから非常に時間がかかります。そこから自主納付に向けた話し合いのなかで解決策を探る時間も必要ですが、時間をかければやはりその分の延滞金を負うことになります。

延滞金の発生に追われず、賦課金の元本徴収を優先すべきとした考えは、今後において継続した自主納付の実現のために過怠金の減免は必要であると考えます。（理事会既決）

令和7年10月1日

負担金徴収委員会
委員長 駒田勝巳

第 8 号議案

定款の一部改正について（特別決議）

中勢用水土地改良区定款の一部改正について、次のとおり議決を求める。

〈 改正理由 〉

組合員の権利義務の承継及び決済に関し、令和 7 年 4 月 1 日施行の土地改良法の改正に伴い定款を一部改正するものです。

〈 取扱規定 〉

（重要事項の議決方法）

土地改良法第 33 条 次に掲げる事項に関する総会の議事は、総組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

一 定款の変更

二 土地改良事業計画の設定若しくは変更（以下省略）

土地改良法第 33 条逐条解説

ここに掲げた土地改良区の存立に直接関連する重要なものについては、普通決議によることは適当でないので、更に議決の方法を慎重にし、いわゆる特別決議によることとした。（以下省略）

令和 7 年 10 月 1 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田 村 宗 博

中勢用水土地改良区定款の一部改正新旧対照表

(下線の部分を改正)

改正案	現 行
(賦課金以外の徴収金についての過怠金) 第 3 8 条 前条の規定による加入金、 <u>法第 4 3 条</u>第 2 項の規定による決済により徴収すべき金銭については、第 3 4 条の規定を準用する。	(賦課金以外の徴収金についての過怠金) 第 3 8 条 前条の規定による加入金、 <u>法第 4 2 条</u>第 2 項の規定による決済により徴収すべき金銭については、第 3 4 条の規定を準用する。

附 則 この改正定款は、認可の日から施行する。

第 9 号議案

維持管理計画書の一部改正について（特別決議）

中勢用水土地改良区維持管理計画書（土地改良事業計画）の一部改正について、次のとおり議決を求める。

〈 改正理由 〉

維持管理計画書は、土地改良法により整備が義務付けられ、土地改良区が行う施設の維持管理や維持管理費を賦課する根拠となり、減価償却算定の根拠ともなります。また、第三者から土地改良施設への侵害があっても対抗する管理権限が明確でない等の問題を惹起しないように整備する必要があります。

今回、令和 6 年度会計で決算承認を経た造成施設（中支線水系（花木の里地区））は令和 7 年度で資産計上することから、維持管理計画書に登載（改正）する必要があり、そして、令和 8 年度から造成施設（資産）の維持管理費の賦課を予定することが改正の理由です（登載する施設は別紙「資料 1」を参照）。

〈 取扱規定 〉

（土地改良事業計画の変更等）

土地改良法第 48 条 土地改良区は、土地改良事業計画を変更し、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、総会の議決を経て必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。（以下省略）

（重要事項の議決方法）

土地改良法第 33 条 次に掲げる事項に関する総会の議事は、総組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

一 定款の変更

二 土地改良事業計画の設定若しくは変更（以下省略）

令和 7 年 10 月 1 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田 村 宗 博

中勢用水土地改良区維持管理計画書の一部改正新旧対照表

(下線の部分を改正)

現 行																																																																																
第3章 維持管理 本事業は、国営並びに県営中勢用水土地改良事業によって造成された、頭首工及び用水路施設の良い管理と、各地域への合理的な用水配分を行い、農業生産の向上と農業経営の安定を図ることを目的とする。 第2節 かんがい施設関係 (1) かんがい施設の種類、規模及び維持管理の方法 (ア) 用水路 <table> <tr> <th>水路名</th><th>延長(km)</th><th>通水量(m³/s)</th><th>勾配</th><th>構造</th><th>断面</th><th>主要構造物</th><th>関係面積(ha)</th><th>対応年数</th></tr> <tr> <td>導水路</td><td>1.4</td><td>5.19</td><td>1/960</td><td>トンネル管水路</td><td>2r=2.2m φ1,800mm</td><td>サイフォン・放余水工・分水工</td><td>2,089</td><td>50</td></tr> <tr> <td>北幹線水路</td><td>11.3</td><td>(2.28)</td><td>20 ~1,000</td><td>管水路</td><td>φ1,650mm ~φ700</td><td>分水工</td><td>(1,422)</td><td>40</td></tr> <tr> <td>中幹線水路</td><td>1.8</td><td>(1.03)</td><td>20 ~1,390</td><td>管水路</td><td>φ900mm ~φ250mm</td><td>分水工</td><td>(477)</td><td>40</td></tr> <tr> <td>南幹線水路</td><td>5.7</td><td>(1.88)</td><td>10 ~2,380</td><td>管水路</td><td>φ1,350mm ~φ1,100</td><td>分水工</td><td>(667)</td><td>40</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>20.2</td><td>5.19</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>支線水路</td><td><u>102.1</u></td><td><u>1.14</u> ~0.26</td><td>500</td><td>管水路</td><td>φ1,100mm ~φ50</td><td>分水工</td><td>2,940</td><td>40</td></tr> <tr> <td>計</td><td><u>122.3</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3,183</td><td></td></tr> </table>									水路名	延長(km)	通水量(m³/s)	勾配	構造	断面	主要構造物	関係面積(ha)	対応年数	導水路	1.4	5.19	1/960	トンネル管水路	2r=2.2m φ1,800mm	サイフォン・放余水工・分水工	2,089	50	北幹線水路	11.3	(2.28)	20 ~1,000	管水路	φ1,650mm ~φ700	分水工	(1,422)	40	中幹線水路	1.8	(1.03)	20 ~1,390	管水路	φ900mm ~φ250mm	分水工	(477)	40	南幹線水路	5.7	(1.88)	10 ~2,380	管水路	φ1,350mm ~φ1,100	分水工	(667)	40	小計	20.2	5.19							支線水路	<u>102.1</u>	<u>1.14</u> ~0.26	500	管水路	φ1,100mm ~φ50	分水工	2,940	40	計	<u>122.3</u>						3,183	
水路名	延長(km)	通水量(m³/s)	勾配	構造	断面	主要構造物	関係面積(ha)	対応年数																																																																								
導水路	1.4	5.19	1/960	トンネル管水路	2r=2.2m φ1,800mm	サイフォン・放余水工・分水工	2,089	50																																																																								
北幹線水路	11.3	(2.28)	20 ~1,000	管水路	φ1,650mm ~φ700	分水工	(1,422)	40																																																																								
中幹線水路	1.8	(1.03)	20 ~1,390	管水路	φ900mm ~φ250mm	分水工	(477)	40																																																																								
南幹線水路	5.7	(1.88)	10 ~2,380	管水路	φ1,350mm ~φ1,100	分水工	(667)	40																																																																								
小計	20.2	5.19																																																																														
支線水路	<u>102.1</u>	<u>1.14</u> ~0.26	500	管水路	φ1,100mm ~φ50	分水工	2,940	40																																																																								
計	<u>122.3</u>						3,183																																																																									
改正案																																																																																
第3章 維持管理 (略) 第2節 かんがい施設関係 (1) かんがい施設の種類、規模及び維持管理の方法 (ア) 用水路 <table> <tr> <th>水路名</th><th>延長(km)</th><th>通水量(m³/s)</th><th>勾配</th><th>構造</th><th>断面</th><th>主要構造物</th><th>関係面積(ha)</th><th>対応年数</th></tr> <tr> <td>導水路</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>北幹線水路</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>中幹線水路</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>南幹線水路</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>小計</td><td>20.2</td><td>5.19</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>支線水路</td><td><u>102.9</u></td><td><u>1.14</u> ~0.26</td><td>500</td><td>管水路</td><td>φ1,100mm ~φ50</td><td>分水工</td><td>2,940</td><td>40</td></tr> <tr> <td>計</td><td><u>123.1</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3,183</td><td></td></tr> </table>									水路名	延長(km)	通水量(m³/s)	勾配	構造	断面	主要構造物	関係面積(ha)	対応年数	導水路					(略)				北幹線水路					(略)				中幹線水路					(略)				南幹線水路					(略)				小計	20.2	5.19							支線水路	<u>102.9</u>	<u>1.14</u> ~0.26	500	管水路	φ1,100mm ~φ50	分水工	2,940	40	計	<u>123.1</u>						3,183	
水路名	延長(km)	通水量(m³/s)	勾配	構造	断面	主要構造物	関係面積(ha)	対応年数																																																																								
導水路					(略)																																																																											
北幹線水路					(略)																																																																											
中幹線水路					(略)																																																																											
南幹線水路					(略)																																																																											
小計	20.2	5.19																																																																														
支線水路	<u>102.9</u>	<u>1.14</u> ~0.26	500	管水路	φ1,100mm ~φ50	分水工	2,940	40																																																																								
計	<u>123.1</u>						3,183																																																																									

附 則 この改正維持管理計画書は、令和8年4月1日から施行する。

第 10 号議案

監査細則の全部改正について

中勢用水土地改良区監査細則の全部改正について、次のとおり議決を求める。

〈 改正理由 〉

土地改良区が財務諸表等を作成する際に遵守すべき「土地改良区会計基準」は、法令で定められたものではありませんが、一般に公正妥当と認められる会計基準と同様に土地改良区における会計処理に関する規範として国が通知（改正令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農振第 2007 号 農林水産省農村振興局長 土地改良区会計基準の制定について）したものです。当土地改良区はこれに従い、これまでに会計細則をはじめとする関係諸規程類の制定及び改廃を行いました。今回はそれら改正後の会計細則等に即した監査細則に全部を改正するものです。

〈 取扱規定 〉

（監事会の付議事項）（抜粋）

規約第 23 条 監事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

（2）監査細則の設定、変更及び廃止に関する事項

（5）事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録（以下「決算関係書類」という。）に係る意見書に関する事項

（監事の職務）（抜粋）

定款第 23 条第 2 項 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

令和 7 年 10 月 1 日提出

中勢用水土地改良区

総括監事 横 山 和 俊

中勢用水土地改良区監査細則の全部改正新旧対照表

(下線の部分を改正)

改正案	現 行
(各条に括弧書きで見出し又は共通見出しを付けることとする。) (趣 旨) 第 1 条 この土地改良区の業務及び財産の状況の監査については、<u>法令、定款及び規約に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。</u>	第 1 条 この土地改良区の業務及び財産の状況監査については、<u>(挿入)</u> この細則の定めるところによる。
(削除)	第 2 条 <u>総括監事は、規約で定めた事項、その他常務に属する軽易な事項を専決処理することができる。</u>
(削除)	第 3 条 <u>監事は、職務のため出張し又は職務以外において長期にわたり旅行するときは、総括監事にその旨を通知しなければならない。</u>
(監査の執行) 第 2 条 <u>監事は、土地改良事業計画及び予算が適正かつ能率的に執行されているかを検討し、土地改良区運営の民主化、能率化に資する趣旨に基づいて監査を執行するものとする。</u>	第 4 条 <u>監査は、(挿入) 事業計画又は予算が適正かつ能率的に執行されているかどうかを検討し、土地改良区運営の民主化、能率化に資する趣旨に基づいて (挿入) 執行する (挿入)。</u>

(下線の部分を改正)

改正案	現 行
(業務の分担) <u>第3条</u> 監事は、協議の上監査の実施について、各監事の分担を定めることができる。ただし、このことにより、各監事の職務上の権限及び責任が変更されることはない。	
(監査の種類) <u>第4条</u> 監査は、定期監査及び臨時監査とする。 <u>2</u> 定期監査は、毎事業年度2回行うものとする。 <u>3</u> 臨時監査は、次の場合に行うものとする。 (1) 監事が必要と認めた場合 (2) 理事長の更迭の場合 (3) 行政庁の指示があった場合	
(監査の通知) <u>第5条</u> 監査を執行する場合は、あらかじめその期日、施行箇所、監査事項等を理事長に通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、この限りでない。 (現行第6条から)	
(監査補助) <u>第6条</u> 監事は、理事と協議の上、必要と認める職員等をして、監査に関し監事の補助に当たらせることができる。	

(下線の部分を改正)

改正案	現 行
(監査資料の提出等) 第 7 条 監事は、理事に対し諸帳簿、証拠書類、物件、現金及び有価証券の提示その他監査に必要な資料の提出を求め、かつ、必要と認める事項につき理事その他の責任者の立会又は説明を求めることができる。	第 5 条 監査は、現地に臨み理事又は関係職員をして計算書、調査書、報告書、帳簿その他関係資料を提出させ、又は弁明書を徴し、若しくは、その出席を求めて行う。
	第 6 条 監査を執行するときは、あらかじめその期日、執行箇所及び監査事項（挿入）を理事長に通知しなければならない。但し、緊急の必要があるときは、この限りではない。 (改正案第 5 条へ)
(監査内容) 第 8 条 業務状況の監査は、おおむね次の事項について実施するものとする。 (1) 法令、定款、規約等と事務の執行との適合状況 (2) (略) (3) 土地改良事業計画とその執行との適合状況 (4) 予算執行と事業執行との適合状況 (5) 労務の需給及び資材の入手計画と土地改良事業計画との適合状況 (現行第 6 号を削除し号を繰上げ) (6) 関係諸機関との連絡協議の状況 (7) その他監査上必要と認める事項	第 7 条 業務（挿入）の監査は、おおむね次の諸点について実施するものとする。 (1) 法令及び定款並びに規約（追加） (2) 財務計画と予算編成との適合状況 (3) (挿入) 事業計画とその執行との適合状況 (4) 予算の執行と事業の執行との適合状況 (5) 労力の需給及び資材の入手計画と（挿入）事業計画との適合状況 (6) 事業が組合員の農業経営の実情に対する適応状況（削除） (7) 関係諸機関との連絡強調の状況 (8) その他監査上必要と認める事項

(下線の部分を改正)

改正案	現 行
第9条 財産の状況の監査は、おおむね次の事項について実施するものとする。 (1) 収入の調定、<u>(削除)</u>徴収及び滞納整理の状況 (2) (略) (3) 歳計現金、歳計外現金及び預金の出納保管に関する状況 (4) 借入金に関する状況 (5) (略) (6) (略)	第8条 財産状況の監査は、おおむね次の諸点について実施するものとする。 (1) 収入の調定、<u>指示</u>、徴収及び滞納整理の適否 (2) 予備費の充用及び予算流用の適否 (3) <u>収入、支出、現金及び預金</u>の出納保管に関する状況 (4) 借入金の償還状況 (5) 財産の管理状況 (6) その他必要と認める事項
<u>(削除)</u>	第9条 <u>第7条及び第8条は、監査計画に基づき執行するものとする。</u>
<u>(監査簿及び監査報告)</u> 第10条 監事は、別紙様式による監事監査簿を設け、監査のてん末及び監査の結果について記録するものとする。 2 監事は、監査を終了したときは、速やかにその結果を総代会及び理事会に文書により報告し、かつ、意見を述べなければならない。この場合、監事会の協議を経るものとする。 3 監事は、前項の規定による意見のうち、必要な措置を求めたものについては、理事にその措置経過の報告を求めるものとする。この場合において、必要と認める事項については、文書による報告を求めるものとする。	第10条 監事は、監査を終了したときは、<u>すみやかにその結果について監事会の協議を経て判定並びに意見書を作成し、理事長に提出するものとする。</u> 2 監事は、別紙様式による監事監査簿を設け、監査のてん末及び監査の結果について記録するものとする。 <u>(3項を追加)</u> 〔 <u>※ 別紙様式の監事監査簿を改正する。</u> 〕

(下線の部分を改正)

改正案	現 行
	<u>第 1 1 条</u> 理事長は、前条の規定により改善又は整理を指示された場合には、 <u>すみやかに改善整理の上その過程報告書を監事会に提出しなければならない。</u>
<u>(外部への公表)</u> <u>第 1 1 条</u> 監事は、監事会の協議を経た後でなければ監査の結果を外部に公表しないものとする。	<u>第 1 2 条</u> 監事は、監事会の協議を経た後でなければ監査の結果を外部に公表しないものとする。
<u>(立会い)</u> <u>第 1 2 条</u> 監事は、関係機関の監査又は検査が実施されるときは、 <u>立会わなければならない。</u>	<u>第 1 3 条</u> 監事は <u>原則として</u> 関係機関の監査 <u>または</u> 検査が実施されるときは、 <u>立ち会うものとする。</u>
<u>(削除)</u>	<u>第 1 4 条</u> 工事等執行規程にかかる検査については、 <u>立ち会う必要はないものとする。</u>

附 則 この一部改正細則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。(現 行)
 この全部改正細則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。(改正案)
 (改正後の監査細則別紙の新しい監事監査簿は、令和 7 年度事業に係る業務及び財産の状況監査から使用する。)

(監査細則第10条 別紙様式)

(下線・横線の部分を改正)

監 事 監 査 簿 (現行)			
1	中勢用水土地改良区		
2	監 査 年 月 日	令和	年 月 日
3	監査対象年度	令和	年度
4	監 事 氏 名		
	総括監事		
	監 事		
	監 事		

取扱上の注意

- (1) 本監査簿は、監査1回限りの使用簿である。
- (2) 監査事項には、法令事項、定款事項、規約事項等それぞれに軽重の度合があるが、どれに重点を置いて監査するかについては、土地改良区の運営内容をもとに監事会において監査計画として樹立する。
- (3) 記事欄には監査の経過、すなわち、監査した金額又は数量及び監査した事項(追加)の適否の判断等を記載する。
- (4) 指摘欄は、監査の結果、適当でないと認めた事項、改正又は是正の必要ありと認めた事項若しくは勧告を要すべき事項等で監査報告書に入れる必要があるとした事項について記載する欄である。したがって、この事項を監査報告書に記入することになる。
- (5) 本監査簿は、監査報告書を作成した後、土地改良区の書類として保存する。

(監査細則第10条 別紙様式)

(下線・横線の部分を改正)

監 事 監 査 簿 (改正案)	
1	中勢用水土地改良区
2	監 査 年 月 日 令和 年 月 日から 月 日
3	監査対象年度 令和 年度から 年度
4	監 事 氏 名
	総括監事
	監 事
	監 事

取扱上の注意

- (1) 本監査簿は、監査1回限りの使用簿である。
- (2) 監査事項には、法令事項、定款事項、規約事項等それぞれに軽重の度合があるが、どれに重点を置いて監査するかについては、土地改良区の運営内容をもとに監事会において監査計画として樹立する。
- (3) 記事欄には監査の経過、すなわち、監査した金額及び数量並びに監査した事項等の適否の判断等を記載する。
- (4) 指摘欄は、監査の結果、適当でないと認めた事項、改正又は是正の必要があると認めた事項若しくは勧告を要すべき事項等で監査報告書に記入すべき事項について記載する。したがって、この事項を監査報告書に記入することになる。
- (5) 本監査簿は、監査報告書を作成した後、土地改良区書類として保存する。

第1 業務に関する事項

1. 運 営

改正案	
監 査 事 項	
(1) 規 程 等	① (略)
	② 諸規程等の制定及び整備状況及び現況との整合状況
	③ (略)
(2) 会 議	〔総代会〕 ① (略)
	② 付議事項及び議決方法の適否並びに議事運営状況
	③ 議事録の調製状況
	〔理事会〕 ① 年間開催回数及び出席率
	② (略)
	③ 議事録の調製状況
	〔各種委員会〕 ① (略)
	② (略)
(3) 理 事	① (略)
	② (略)
(4) 職 員	① (略)
	② (略)
	(削除)

第1 業務に関する事項

1. 運 営

現 行	
監 査 事 項	
(1) 規 則 等	① 定款及び規約の整備状況及び現況との整合状況
	② 諸規程等の制定及び整備状況並びに現況との整合状況
	③ 土地原簿及び組合員名簿の備付並びに整備状況
(2) 会 議	〔総代会〕 ① 開催期日及び出席率
	② 付議事項及び議決(追加)の適否並びに議事運営状況
	③ 議事録の整備状況
	〔理事会〕 ① 開催期日及び出席率
	② 付議事項の適否及び処理状況
	③ 議事録の整備状況
	〔各種委員会〕 ① 設置してある委員会の種類及び構成
	② 各種委員会の運営の適否
(3) 理 事	① 理事の職務分担
	② 理事の業務執行状況
(4) 職 員	① 職員の配置、構成及び待遇状況
	② 職員の研修状況
(5) 情 報 個 人	① 個人情報の安全管理措置の状況

改正案及び現行の表は、監査事項についての記事及び指摘を記入する空欄を省略してい

2. 事業
ア 事業

改正案	
監 査 事 項	
(1) 事業実施計画及び実 施設計	① (略)
	② (略)
	③ (略)
(2) 工 事	① (略)
	② (略)
	③ 請負者の着工、竣工届等の有 無及び適否
	④ (略)
	⑤ (略)
(3) 資金計画及び償還計画	① (略)
	② (略)

2. 事業
(追加)

現 行	
監 査 事 項	
(1) 事業(挿入)計画及び 実施設計	① 事業計画の設定及び施行体制
	② 事業計画の変更手続の適否
	③ 実施設計の適否
(2) 工 事	① 工事の直営、請負別
	② 請負者及び請負契約の適否並 びに事業費と請負金額との関 係
	③ 請負者の着工、竣工届等の有 無及び適否
	④ 出来高検査の状況
	⑤ 工事監督の適否並びに工事日 誌及び工事関係書類の整備状 況
(3) 資金計画及び償還計画	① 資金計画及び償還計画の有無 並びに適否
	② 事業計画変更に伴う資金計画 及び償還計画の変更及び関係 書類の整備状況

イ 維持管理

改正案	
監 査 事 項	
(1) に 農外 利用 との 調整 用水の 配分 及び 排水 の調整 並び	① 利水調整規程の有無及び適否
	② 用水の配分及び排水の調整の適否
	③ 農外利用との調整の適否
(2) 施設の 維持管理	① (略)
	② (略)
	③ 土地改良施設 <u>整理</u> 台帳の整備状況
	④ (略)

(追加)

現 行	
監 査 事 項	
(1) に 農外 利用 との 調整 用水の 配分 及び 排水 の調整 並び	(追加)
	① 用水の配分及び排水の調整の適否
	② 農外利用との調整の適否
(2) 施設の 維持管理	① 維持管理計画の有無及び適否
	② 施設の管理（維持管理、運用、整備補修）状況
	③ 土地改良施設 <u>挿入</u> 台帳の整備状況
	④ 法に基づく管理規程、管理委託契約書に基づく管理方法書等の有無及び適否

第2 会計経理に関する事項

1. 会 計

改正案	
監 査 事 項	
(1) 予算及び決算	① (略)
	② (略)
	③ <u>資金収支整理期間</u> 及び決算の適否
	④ <u>決算関係書類(事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録)</u> の適否
	⑤ <u>財務状況の公表</u> の適否
(2) 賦課金	① (略)
	② (略)
	③ (略)
	④ (略)
	⑤ (略)
(3) 借入金	① (略)
	② (略)
	③ (略)
(4) 補助金等	① (略)
	② (略)

第2 会計経理に関する事項

1. 会 計

現 行	
監 査 事 項	
(1) 予算及び決算	① 予算編成の適否
	② 予算の補正及び流用等の適否
	③ <u>出納閉鎖</u> 及び決算の適否
	④ <u>事業報告書及び財産目録</u> の適否
	(追加)
(2) 賦課金	① 定款に定める賦課基準と賦課の実態
	② 賦課徴収手続の適否
	③ 徴収実績(賦課額に対する徴収額の比率)及び滞納額
	④ 徴収実績を向上させるための措置の適否及び強制徴収の実施状況
	⑤ 賦課金徴収原簿等の整備状況
(3) 借入金	① 借入金額及びその使途
	② 借入金の償還計画及び償還状況
	③ 借入金台帳の整備状況
(4) 補助金等	① 補助金の額及びその使途の適否
	② 補助金関係書類の整備状況

2. 経 理

改正案	
監 査 事 項	
(1) 帳 簿 整 理	① 主要簿（現金預金出納簿、収入整理簿、支出整理簿、仕訳帳及び総勘定元帳）と補助簿の整理状況
	② （略）
	③ 監査日現在における現金預金出納帳の残高と現在高（預金、現金）との一致状況
	④ （略）
	⑤ （略）
	⑥ （略）
	⑦ （略）
	⑧ （略）
	⑨ （略）
(2) 証 拠 書 類 等 の 整 備 保 存	① （略）
	② （略）
(3) 決 済 金 地 区 除 外	(略)
(4) 現 金 歳 計 外	(略)

2. 経 理

現 行	
監 査 事 項	
(1) 帳 簿 整 理	① 主要簿（金銭出納簿、収入整理簿、支出整理簿（挿入））と補助簿の整理状況
	② 主要簿と補助簿の内容及び残高の一致状況
	③ 出納閉鎖期限日、或いは、上期末日における金銭出納簿の残高と現在高（預金、現金）との一致状況
	④ 収入命令及び支出命令と収入整理簿及び支出整理簿との一致状況
	⑤ 事業費における補助金、借入金及び地元負担金の支出状況
	⑥ 現金、有価証券等の取扱い及び保管状況並びに公用印の管理状況
	⑦ 財産台帳の整備状況
	⑧ 積立金の管理運用状況
	⑨ 備品台帳の整備状況
(2) 証 拠 書 類 等 の 整 備 保 存	① 収入命令、支出命令及び証拠書類の整備状況
	② 証拠書類等の保存状況
(3) 決 済 金 地 区 除 外	地区除外に係る決済金の徴収及び管理状況
(4) 現 金 歳 計 外	歳計外現金の収支及び管理状況

第3 特記事項等

改正案	
監 査 事 項	
運 営 上 の 特 記 事 項	
事 業 上 の 特 記 事 項	
会 計 (<u>削 除</u>) 上 の 特 記 事 項	
前 回 監 査 (<u>検 査</u>) の 指 摘 事 項 及 び 改 善 の 状 況	

第3 特記事項等

現 行	
監 査 事 項	
運 営 上 の 特 記 事 項	
事 業 上 の 特 記 事 項	
会 計 経 理 上 の 特 記 事 項	
前 回 監 査 (<u>検 査</u>) の 指 摘 事 項 及 び 改 善 の 状 況	

第4 総 評

改正案

第4 総 評

現 行

第 1 1 号議案

賦課金等徴収規程の一部改正について

中勢用水土地改良区賦課金等徴収規程の一部改正について、次のとおり議決を求める。

〈 改正理由 〉

組合員の資格得喪の通知義務に係る法改正が令和 7 年 4 月 1 日に施行されたことから、賦課金等徴収規程を一部改正するものです。

また、事業受益地ではない農地を受益地に編入する手続きについて規定し、併せて所定の申請様式を定めるものです。

〈 関連規定 〉

（改廃）

賦課金等徴収規程第 1 1 条 この規程の改廃については、理事会で定め、総代会の承認を受けなければならない。

令和 7 年 1 0 月 1 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田 村 宗 博

中勢用水土地改良区賦課金等徴収規程の一部改正新旧対照表

(下線の部分を改正)

改正案	現 行
(組合員の資格得喪の通知義務) 第 6 条 組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨を別記様式(第 2 号)により土地改良区に通知しなければならない。	(組合員の資格得喪の通知義務) 第 6 条 組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨を別記様式(第 2 号)により土地改良区に通知しなければならない。
(地区編入の申請) 第 1 0 条 新たにこの土地改良区の地区に農地を編入しようとする者は、あらかじめ、別記様式(第 6 号)により土地改良区に地区編入の申請をしなければならない。	(新設)
(収入未済額の翌年度、翌々年度以降への繰越し) 第 1 1 条 (略) 2 (削除)	(収入未済額の翌年度、翌々年度以降への繰越し) 第 1 0 条 毎会計年度において調定をした金額で、当該年度出納整理期限までに収納済とならなかったもの(不納欠損処分したものを除く)は原則として、当該年度出納整理期限の翌日において翌年度の調定済額に繰越しをするものとし、その後収納済とならなかったものについては、順次繰越しをするものとする。 2 しかし、未収賦課金は徴収が困難な場合があるため、実績に照らした予算計上をすることができるものとする。
(改廃) 第 1 2 条 (略)	(改廃) 第 1 1 条 この規程の改廃については、理事会で定め、総代会の承認を受けなければならない。

附 則 この改正規程は、令和 7 年 1 0 月 1 日(総代会議決の日)から施行する。

組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書 (現 行)

下記事由により組合員資格を得喪したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。なお、権利義務の承継に係る賦課金等（経常賦課金、農地転用等決済金、過年度滞納賦課金及び過怠金等）は、得喪者で確認し合意の上、資格取得者が定款の定めるところにより納付することを確約致します。

令和 年 月 日

(注1、2) 資格喪失者 住 所 _____
(現組合員)氏 名 _____
_____ (組合員コード) _____

〒 -

(注1、2) 資格取得者 住 所 _____
ふりがな _____
(新組合員)氏 名 _____

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日 (男・女)

日中連絡先 _____ - _____

(注3) 所属選挙区 第 区 (組合員コード _____)

中勢用水土地改良区理事長 様

記

1、資格得喪の対象たる土地 (注4)

市町	大字	小字	地番	地目	用途	地積 m ²	備考

2、資格得喪の原因及びその時期

原 因 相続、相続放棄、売買、経営移譲、小作契約、小作解除
農地中間管理権契約、農地中間管理権解除、その他 ()

時 期 令和 年 月 日

3、賦課金の納付

徴収異動 令和 年度分から ()

(資格喪失者 ・ 資格取得者 に係る 法定代理人 ・ 後見人 ・ 保佐人)

○印を付けて選択して下さい。

(注2) 住 所
ふりがな
氏 名
日中連絡先

1、 資格得喪の対象たる土地

市町	大字	小字	地番	地目	用途	地積 m ²	備考

〈 通信欄 〉

(注1) 法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地を記入して下さい。

(注2) 資格喪失者又は資格取得者に法定代理人、後見人又は保佐人があるときは、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を裏面に記入して下さい。

(注3) 定款附属書総代選挙規程に規定する選挙区及び定款附属書役員選任規程に規定する選任区の所属は、当該選挙人又は当該被選任人である組合員が指定して土地改良区に届け出た土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地によります。

(注4) 資格喪失者の別添土地原簿に登載されている土地につき、相続等によりその全ての土地が資格得喪の対象である場合は、枠内（1、資格得喪の対象たる土地 表中）に「全筆」と記入して下さい。記入欄が不足する場合は続けて裏面（次葉）に記入して下さい。

〈 土地改良区使用欄 〉

- 1) 滞納金の確認 無 ・ 有 () ☐
- 2) 納付方法の確認 窓口納付 ・ 口座振替 (振替依頼書を渡し済) ☐
- 3) 賦課システムの更新 ☐
- 4) 組合員名簿兼土地原簿の更新入替 ☐
- 5) 備考

組 合 員 資 格 得 喪 通 知 (改 正 案)

下記事由により組合員資格を得喪したので、土地改良法第44条第1項の規定により通知します。なお、権利義務の承継に係る賦課金等(經常賦課金、農地転用等決済金、過年度滞納賦課金及び過怠金等)は、得喪者で確認し合意の上、資格取得者が定款及び法令の定めるところにより納付することを確約致します。

令和 年 月 日

中勢用水土地改良区理事長 様

(注1、2) 資格喪失者 住 所

(現組合員) 氏 名

(組合員コード)

〒 -

(注1、2) 資格取得者 住 所

ふりがな

(新組合員) 氏 名

生年月日 昭和・平成 年 月 日 (男・女)

日中連絡先 - -

(注3)

所属選挙区 第 区 (組合員コード)

記

(注4)

1、資格得喪の対象たる土地(現組合員から新組合員へ 全部 一部)

市町	大字	小字	地番	地目	用途	地積 m ²	備考

2、資格得喪の原因及びその時期

原 因 相続、相続放棄、売買、経営移譲、他 ()

農地中間管理機構を介した貸借契約、左解約

時 期 令和 年 月 日

添付資料 土地登記簿、機構等が証明する資料、他 ()

3、賦課金の納付

徴収異動 令和 年度分から ()

資格喪失者・資格取得者の法定代理人・任意代理人に係る後見人・保佐人・
その他（ ） ○印を付けて選択して下さい。

〒

(注2) 住所

ふりがな

氏名

日中連絡先

1、資格得喪の対象たる土地

市町	大字	小字	地番	地目	用途	地積 m ²	備考

〈通信欄〉

〈記入に関する注意事項〉

(全体) 本書作成

この通知書は、両面印刷(A4)又は横並び印刷(A3)等の不離一体で作成し、又は2枚を割り印で結ぶことを基本とします。

(注1)(注2)の氏名は、署名を基本とします。

(注1) 資格得喪者

法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地を記入して下さい。

(注2) 法定代理人等

資格喪失者又は資格取得者に法定代理人等(後見人又は保佐人等)があるときは、その氏名及び住所(法人にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地)を記入して下さい。

(注3) 選挙区

定款附属書総代選挙規程に規定する組合員の所属選挙区は、組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地によります。権利の目的たる土地が2以上の選挙区にあるときは、組合員(選挙人)が指定して土地改良区に届け出た土地の所在地によります。

選挙区は、1旧津市、2亀山市、3津市河芸町、4津市芸濃町、5津市安濃町指定されないときは土地改良区が指定した土地の選挙区とします。

(注4) 対象土地

資格喪失者の別添土地原簿に登録されている土地につき、相続等によりその全ての土地(筆)が資格得喪の対象である場合は、「全部」(全筆)を選択し、「一部」(筆)の場合は表に記入して下さい。記入欄が不足する場合は裏面(次頁)に続けて記入して下さい。

〈土地改良区使用欄〉

1) 滞納金の確認

無・有()

☐

2) 納付方法の確認

窓口納付・口座振替(振替依頼書を渡し済)

☐

3) 賦課システムの更新

☐

4) 組合員名簿兼土地原簿の更新入替

☐

5) 備考

地区編入申請書(新規)

このたび下記の土地について、中勢用水土地改良区の事業地区に編入されたく申請します。
この土地につき組合員資格を得て、令和_____年度から用水を使用したいので、同年度から賦課金を納付します。

なお、その後に用水を使用しなくなった場合においても引き続き賦課金を納付することと、
また、当該土地につき農業以外の用途に変更する場合は、地区編入した土地を地区除外するために農地転用等決済金を納付することを約束します。

令和_____年_____月_____日

中勢用水土地改良区理事長 様

〒 _____
(注1) 編入申請者 住 所 _____
ふりがな _____
氏 名 _____
(組合員コード _____)

〒 _____
(注2) 申請関係者 住 所 _____
ふりがな _____
氏 名 _____
(組合員コード _____)

賦課金等納付者 住 所 _____
氏 名 _____
(組合員コード _____)

記

1、編入の対象たる土地

単位：㎡

市町	大字	小字	地番	地目	用途	登記地積	用水系統等

4筆を超える場合は次頁又は裏面に続けて記入すること。

2、別添資料 位置図・公図・土地登記簿・利用権がわかるもの・他(_____)

(注3) 内容確認済(総代・理事) 氏 名 _____

(全体) 本書作成	この申請書は、両面印刷（Ａ４）又は横並び印刷（Ａ３）等の不離一体で作成し、又は２枚を割り印で結ぶことを基本とします。 （注１）（注２）（注３）の氏名は、署名を基本とします。
(注１) 編入申請者	編入申請者が法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地を記入して下さい。その場合、法人名・代表者名・住所等はゴム版でもかまいませんが、社印を押印して下さい。
(注２) 申請関係者	編入に係る土地が所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務に供されている場合にあっては、当該土地の所有者も連署して下さい。
(注３) 内容確認済	本申請の内容が、当該土地の地域に係る水利・排水への影響等について、地域の総代又は理事に確認するものです。必要にあっては、総代又は理事を介して関係する農家組合や水利組合等にも確認をお願い致します。なお、総代が不在の地域にあっては隣接地域の総代又は関係地区の理事が行うものとします。

1) 滞納金の確認	無・有()	☐
2) 納付方法の確認	窓口納付・口座振替(振替依頼書を渡し済)	☐
3) 賦課システムの更新		☐
4) 組合員名簿兼土地原簿の更新・調製		☐
5) 備考		

中勢用水土地改良区のホームページについて

主に次のことを掲載しています。

- ・ 安濃ダム貯水状況
- ・ 公告（選挙、総代会開催、決算関係書類の公表、他）
- ・ 通水日程等配水計画
- ・ 渇水対策（節水・補給停止の開始、解除）
- ・ 工事に関するお知らせ
- ・ 総代選挙、役員選任日程等
- ・ 会議の開催日程、議事及び採決結果等
- ・ 賦課金、農地転用決済金の単価等について
- ・ 農地の相続や売買等による組合員の資格得喪手続き
- ・ 諸手続きに必要な申請書様式（様式ダウンロード可）
- ・ 中勢用水だより

（掲載事項を変更する場合があります。）

- | | | |
|------------|---|---|
| ・ ホームページ | https://www.ztv.ne.jp/web/cyuusei/ |  |
| ・ メールアドレス | cyuusei@ztv.ne.jp | |
| ・ 問合せ先 | 0 5 9 - 2 2 4 - 1 3 0 7 | |
| ・ 漏水等緊急連絡先 | 0 5 9 - （設置予定） | |

（ホームページ）



ISMS-AC
ISMS ISO 27001



ISO 27001 情報管理国際認証取得



GREEN PRINTING JFPI
P-B10216

この印刷製品は、環境に配慮した
適応範囲 本社・久居工場 資材と工場で製造されています。